

文部科学省 共同利用・共同研究拠点事業

社会調査・データアーカイブ共同利用・共同研究拠点

二項対立による遮蔽

—健全者と障害者の境で生ずる経済・社会・政治・文化的リスク—

百瀬 由璃絵（東京大学）

東京大学社会科学研究所

附属社会調査・データアーカイブ研究センター

2022年（令和4年）11月

1 問題設定

本研究の目的は、「心身に不調がある障害者福祉制度非利用な稼働年齢層¹⁾（在学中を除く就業可能な60歳未満）」が、社会的排除の側面とされている経済的側面・社会的側面・政治的側面・文化的側面の4つの側面のリスクをどのように抱えているのかを記述することである。

まず、4つの社会的排除の側面について説明する。経済的側面として、先行研究で用いられることが多い収入や消費を客観的・主観的な指標で捉える相対的貧困・物質的剥奪・主観的貧困に注目する。相対的貧困（relative poverty）は、他人と比べて生活水準が低い状態を指す。OECDや厚生労働省では、世帯所得を世帯人員の平方根で割った中央値の50%未満を相対的貧困とみなすが、40%未満や60%未満でカットオフする場合もある。物質的剥奪（material deprivation）は、生活に必要なモノやサービスが不足している状態を指す。主観的貧困（subjective poverty）は、自分自身が貧困を感じている状態を指す。

さらに、経済的側面には金銭的な側面だけではなく、就業状況に関しても本研究で検証する。なぜなら、社会的排除に関する研究では、労働市場の地位が低い人々が社会的排除の状況になる可能性が高いため、社会的排除の指標を作成するうえで就業状況のリスクを前提にすることに一般的な含意が示されてきたからである（EU 2000）。たとえば、若者を対象とした研究において、失業者（Gallie et al. 2003）や無業者（Weil et al. 2016）のみならず、昨今では不安定層²⁾にも注目が集まっている。その理由は、労働市場の不安定性を経験した若者

1) 「稼働年齢者実態把握調査徹底プログラム実施要綱」（http://www.city.higashimatsushima.miyagi.jp/reiki/reiki_honbun/r122RG00000724.html#joubun-toc-span）において、稼働年齢層の定義は、「稼働年齢層（満15歳以上64歳未満の者）にある者とする。ただし、長期入院者、施設入所者、高校就学者、障害者加算適用者について、稼働年齢層で明らかに就労能力がないと判断される者は対象外とする。」とされている。障害者加算適用者には、身体障害者手帳1級～3級や障害年金1～2級に該当する障害のある者が含まれる。上記の要綱以外にも、稼働年齢層という言葉は厚生労働省などの政府資料で用いられており、一般的には義務教育終了後の概ね15歳から64歳までの現役世代と呼ばれる者が稼働年齢層に該当するとされる。本研究では、学校に通っておらず、年金の受給資格がない60歳未満を「稼働年齢層」と呼ぶ。労働力人口ではなく稼働年齢層という言葉を用いる理由は以下の通りである。労働力人口には、通学者、家事従事者、高齢者などのほかに無業で仕事を探していない人は含まれない。現時点において無業で仕事を探してなくても、これまでは仕事を探していたが就職先が決まらず挫折した者や、これから探す可能性がある者もいるかもしれない。そのため、現在の就業意欲は問わず、就労能力が著しくないと、本人も社会も認識する人のみを除いた「稼働年齢層」の言葉を使用する。また、60歳未満にした理由は下記の通りである。2000年の法律改正により老齢厚生年金の支給開始年齢が、60歳から65歳に引き上げられた。しかし、出生年（1953年4月2日から1961年4月1日までに生まれた男性、および1958年4月2日から1966年4月1日までに生まれた女性）は65歳以前が支給開始年齢になっている。特に、本研究では2017年のデータを基準として用いるが、1957年生まれの女性は、2017年時点は60歳であり、支給開始年齢は60歳であった。さらに、繰り上げ受給により、60歳以降であれば老齢厚生年金を受け取ることができるとされる。また、2013年に改訂された「高齢者雇用安定法」で定年を65歳まで引き上げることが義務づけられたが、2025年4月まで経過措置期間とされている。このような状況を踏まえ、本研究では年金の受給資格がある60歳以上を「高齢者」とみなす。ただし、70歳までの雇用確保が議論されている現状もあり、何歳までを「高齢者」とみなすかは今後も議論が必要となるだろう。

2) Standing (2011) の出版後、不安定 (precarious) と労働者階級 (proletariat) を合わせたプレカリアート (precariat) が注目されている。不安定労働 (precarious work) とは、有期契約等および公的手当 (失業手当など) や私的手当 (投資・拠出型保険) もないことを指す (Standing 2021)。日本の雇用保険の加入には週20時間以上の労働等の条件がある。1年契約で週10時間の仕事を2か所の企業で従事している者などが、

は、主観的な幸福や健康の状況や、親元を離れて経済的にも自立する可能性、貧困や物質的剥奪のリスク、社会保障の受給資格などに関して、短期・中期・長期的に影響を受けることが明らかとなっているからである (Unt et al., eds. 2021)。そのため、不安定層も労働市場から排除されていると言える。この点を踏まえると、経済的側面としては、金銭的な状況のほかに就業状況についても記述する必要がある。

2つ目の個人間の関係に注目する社会的側面は、従来の貧困概念では捉えきれない側面として、社会的排除の概念が理論的に発展した過程で最も重視されている。個人の周りに信頼できる社会的ネットワーク (家族・友人・隣人・地域など) が存在することは、精神的なサポートだけではなく、物質的な援助の提供も可能になるとされている (Pirani 2013)。また、日本において社会的孤立 (石田 2011) は社会的排除に関する研究のみならず社会的に重視すべき課題とみなされている。親との関係に関しては、先行研究において、幼少期に親が死亡していないことよりも、親が酒や薬の依存症であるほど高齢期の持続的な社会的排除に影響を与えることも明らかとなっている (百瀬 2021a)。そのため、親が居ても関係が悪いことで社会的ネットワークが欠如していることが考えられる。そして、幼少期において、友人関係に恵まれていないことはいじめの標的となるリスク要因の一つであり、また、家族との関係は子どもにとって重要な側面を持つとされている (Ridge 2002)。

3つ目の政治的側面は、国家的な活動や制度、社会関係からの排除を指す。項目として、政治参加の手段である選挙への投票や政治的な団体等への参加が用いられることが多い (西村・卯月 2007)。ただし、この政治参加を妨げる要因として、特に若者では、政治への関心と政治システムからの疎外感との関わりが深いとされている (Sloam 2007)。

そして、4つ目の側面として日本の社会的排除のメカニズムを熟考するうえで文化的側面³⁾を検討することは理論的に欠かせない。文化的側面として社会的排除に関する理論研究で指摘されているのは、否定的なアイデンティティの形成である。樋口 (2004) は、文化的側面を重視する理由として次のように述べている。

近代産業社会では、雇用という法的制度によって保証された職業的アイデンティティこそが、多くの人々にとって社会化の核となっているが、裏返せば、職業的地位の喪失は、個人のアイデンティティに深刻な影響を与えるということである。社会的地位が悪化していくにつれて、人々は職業的地位の喪失にまつわる屈辱感、混乱、不安、自己反省などの否定的感情を内面化するようになり、場合によっては、羞恥心が昂じて家族や友人との接触を拒否することすらある。(樋口 2004: 12)

失業手当や厚生年金保険・健康保険の対象外となり、日本では上記に該当するだろう。

3) 文化的側面というと、美術館に行く頻度などの文化に触れているかということ連想するかもしれないが、社会的排除の研究においては、文化によって培われた個人のパーソナリティなどの「文化的なアイデンティティ」を指している。

つまり、否定的なアイデンティティの形成が、労働への動機づけの低下や社会的な孤独感の増幅につながり、自己排除に向けた悪循環を形成するという点から文化的側面が重要な側面であると指摘している。否定的アイデンティティは社会的排除に関する計量的研究でも用いられており、Mikulionienė et al. (2021) が階層帰属意識に焦点をあてている。以上の通り、本研究では、社会的排除の理論で重視されている経済的側面・社会的側面・政治的側面・文化的側面の多次元性を考慮する。

2 研究方法

本研究では、3つの調査データを用いて、「心身に不調がある障害者福祉制度非利用な稼働年齢層（在学中を除く就業可能な60歳未満）⁴⁾の社会的排除の状況に関して、クロス集計を中心に検証する。本研究で用いるデータの1つ目は、クロスセクショナルな公的統計データである(a)国立社会保障・人口問題研究所の「生活と支え合いに関する調査(The National Survey on Social Security and People's Life), 2017」である。この調査を用いて、稼働年齢層（在学中を除く18～59歳：1958～1999年生まれ）と中堅的稼働年齢層（在学中を除く30～50歳：1966～1986年生まれ）に着目し、心身に不調がある障害者手帳を所持する「グレーゾーン」と隣接する障害者手帳を所持せず心身の不調がない「壮健」や、障害者手帳を所持する軽中度障害者を中心に相違点を比較する。分析手法としては、百瀬(2021b)の付録にある記述統計を用いて、クロス集計の再分析をおこなう。

2つ目は、同じくクロスセクショナルな公的統計データである(b)厚生労働省「生活のしづらさなどに関する調査(全国在宅障害児・者等実態調査), 2016」である。この調査に関しては出生年が尋ねられていないため、年齢層から(a)国立社会保障・人口問題研究所の「生活と支え合いに関する調査」と同様な層である稼働年齢層（在学中を除く18～59歳）と

4) 本研究では焦点をあてる「心身に不調がある障害者福祉制度非利用者」の特定は、百瀬(2022)でおこなった。詳しくは、上記論文を参照されたい。第1に、(a)「生活と支え合いに関する調査」では、心身に不調がある障害者手帳非所持者を「グレーゾーン」とし、心身に不調がない障害者手帳非所持者を「壮健」とした。障害者手帳所持者に関しては、障害者手帳の種類と等級の程度から、「軽中度精神障害」・「軽度知的障害」・「軽中度身体障害」・「重度精神障害」・「重度知的障害」・「重度身体障害」・「手帳複数」・「等級不明」に分けている。第2に、(b)「生活のしづらさなどに関する調査」に関しては、障害者手帳所持者や難病患者のほか、障害者手帳を所持せず、難病患者にも該当しない心身に不調がある者が調査対象者となっている。そのため、障害者手帳所持者は、「軽度精神障害」・「軽度知的障害」・「軽度身体障害」・「中度精神障害」・「中度身体障害」・「重度精神障害」・「重度知的障害」・「重度身体障害」・「手帳複数」に分けた。難病患者は、障害者手帳を所持している場合と障害者手帳を所持していない場合があり、手帳の所持状況に関わらず、難病との診断を受けた場合には「難病」とした。難病患者でもなく障害者手帳を所持していない者は、「グレーゾーン」とした。(b)「生活のしづらさなどに関する調査」ではこの「グレーゾーン」のなかで、自立支援給付を受給しているか否かで区分できる。そのため、障害者手帳非所持かつ自立支援給付未受給な者を「非所持・未受給」、障害者手帳非所持かつ自立支援給付受給な者を「非所持・受給」、なお、障害者手帳の所持状況がわからない場合は「等級不明」とした。第3に、(c) JLPS では、心身に不調がある障害年金未受給者を「グレーゾーン」、心身に不調がない障害年金未受給者を「壮健」、心身の不調があるかどうかは問わず障害年金未受給者を「障害年金受給」のカテゴリにわけた。なお、稼働年齢層の場合、障害者手帳非所持者≒障害年金未受給者であることが百瀬(2022)で判明しているため、(a)「生活と支え合いに関する調査」と(c) JLPS の「グレーゾーン」は同じ対象者を表しているとみなし、本研究では分析をおこなう。

中堅的稼働年齢層（在学中除く 30～50 歳）に着目する。ただし、(b)「生活のしづらさなどに関する調査」に関しては、4 つの社会的排除の側面のうち、経済的側面である就業状況のみ記述する。(a)「生活と支え合いに関する調査」では、障害者手帳所持者のサンプル数が少ないことから軽度障害者と中度障害者を一つのカテゴリーにまとめざるを得ない点や、法定雇用率制度に関わる障害者求人による採用や福祉就労などの就業状況についてはわからない点がある。これらの点を (b)「生活のしづらさなどに関する調査」で補う。分析は、統計法 33 条規定に基づいて厚生労働省社会・援護局の承認により調査票情報の提供を受けており、二次分析をおこなう。

そして 3 つ目は、パネルデータである (c) 東京大学社会科学研究所の「働き方とライフスタイルの変化に関する全国調査 (Japanese Life Course Panel Surveys; JLPS) , 2007～2021 年 (wave 1～15)」である。(a)「生活と支え合いに関する調査」や (b)「生活のしづらさなどに関する調査」の同じ年齢層である中堅的稼働年齢層（在学中を除く 2017 年 (wave 11) の 30～50 歳, 1966～1986 年生まれ）について記述する。(c) JLPS はパネルデータであるため、(a)「生活と支え合いに関する調査」では関係性が不明瞭な時点の変化をみる。特に各調査年 (t 時点) から次の年 (t+1 時点) へのカテゴリー間の移行を確認する。分析の際に、(a)「生活と支え合いに関する調査」と (b)「生活のしづらさなどに関する調査」は調査時点で在学していない者を欠損とするが、(c) JLPS では、各調査年 (t 時点) に在学中である者を欠損扱いとする。さらに、(a)「生活と支え合いに関する調査」では子どもの頃の物質的剥奪を含めた社会的排除に関する項目はないため成人期だけに注目となるが、(c) JLPS には成人期と幼少期の項目がある。そのため、(c) JLPS では成人期と幼少期の双方に着目する。成人期は毎年のように調査されている項目であるが、幼少期に関しては、初回の 2007 年 (wave 1) や 2008 年 (wave 2) で調査された回顧式の調査項目である。パネル調査データの使用にあたっては東大社研パネル調査運営委員会の許可を受けた⁵⁾。

3 経済的側面

3.1 就業状況

(a)「生活と支え合いに関する調査」

本節では経済的側面について記述する。第 1 に、就業状況を考察する。就業状況として、(a)「生活と支え合いに関する調査」では、現在収入をとまなう仕事をしているかに関して、「仕事をしている (学生アルバイトを除き、休業、休職中を含む)」や「仕事をしていない (求職中)」、「仕事をしていない (仕事を探していない・学生)」が尋ねられている。さらに、「仕事をしていない」を選択した場合、「これまでに一度も収入をとまなう仕事をしたことがない」と「これまでに収入をとまなう仕事をしたことがある」に設問がわかる。「仕事

5) 2022 年 11 月現在、2017 年 (wave11) 調査までは SSJ データアーカイブに寄託されている。

をしている（学生アルバイトを除き、休業、休職中を含む）」または「これまでに収入をと
もなう仕事をしたことがある」に該当する場合に、卒業後や現在の仕事について、雇用者と
自営業者のどちらであるのかという項目や⁶⁾、勤め先での呼称⁷⁾、仕事内容、勤め先の規模
などが尋ねられている。

学校卒業後の状況と現在の状況をみるために、変数は以下のように作成した。学校卒業後
の状況は、雇用者と自営業者のどちらであるのかという項目と、勤め先での呼称から作成し
た「役員・一般常雇者（正規）」や「不安定就労」、「自営業等」、「仕事未経験」の4つのカ
テゴリーを用いる⁸⁾。現在の状況に関しては、学校卒業後の状況と同様に、「役員・一般常雇
者（正規）」や「不安定就労」、「自営業等」の κατηγοリーを使用する。さらに、仕事をして
いない場合を「非就業（求職中）」や「非就業（無業）」、「非就業（主婦・主夫）」の3つの
状況にわけたカテゴリーも用いる⁹⁾。仕事内容に関しては12件法で尋ねられている「管理
的職業」や「専門的・技術的職業」、「事務的職業」、「販売の職業」、「サービスの職業」、「保
安の職業」、「農林漁業の職業」、「生産工程の職業」、「輸送・機械運転の職業」、「建設・採掘
の職業」、「運搬・清掃・包装等の職業」、「その他」の カテゴリーを用いる。勤め先の規模に
関しては、「30人未満」や「30～99人」、「100～299人」、「300～999人」、「1000人以上」、
「官公庁」の カテゴリーにまとめた¹⁰⁾。障害者の法定雇用率制度の対象者は、従業員を43.5
人以上雇用している企業であり、100人以上の企業は必ずこの制度の対象企業であると言え
る。

まず、学校卒業後の状況と現在の状況の結果からみる（表1）。学校卒業後の状況をみる

6) 雇用者と自営業者のどちらであるのかに関する項目は9件法で、「会社・団体の役員」や「一般常雇者（契約期間が1年以上または雇用期間に定めがない者）」、「短期雇用者（1か月以上1年未満の契約の雇用者）」、「短期雇用者（日々又は1か月未満の契約の雇用者）」、「自営業（雇人あり）」、「自営業（雇人なし）」、「家族従事者」、「内職」、「その他」がある。

7) 勤め先での呼称に関しては6件法で、「正規の職員・従業員」や「パート」、「アルバイト」、「労働者派遣事業所の派遣社員」、「契約・嘱託」、「その他」がある。

8) 学校卒業後の状況は、雇用者と自営業者のどちらであるのかという項目と、勤め先での呼称から、まず「会社・団体の役員」はそのまま「会社・団体の役員」とした。「一般常雇者（契約期間が1年以上または雇用期間に定めがない者）」かつ「正規の職員・従業員」を「一般常雇者（正規）」とした。次に「一般常雇者」かつ「パート、アルバイト、労働者派遣事業所の派遣社員、契約・嘱託、その他」を「一般常雇者（非正規）」とした。「短期雇用者（1か月以上1年未満の契約の雇用者）」と「短期雇用者（日々又は1か月未満の契約の雇用者）」は呼称を問わず「短期雇用者」とした。呼称がない「自営業（雇人あり）」や「自営業（雇人なし）」、「家族従事者」、「内職」、「その他」は「自営業等」とした。さらに、雇用者と自営業者のどちらであるのかという項目と、勤め先での呼称が「非該当」である場合は、「これまでに一度も収入をと
もなう仕事をしたことがない」に該当する。そのため「非該当」を「仕事未経験」とした。これで、「会社・団体の役員」や「一般常雇者（正規）」、「一般常雇者（非正規）」、「短期雇用者」、「自営業等」、「仕事未経験」の6つのカテゴリーができる。しかし、障害者手帳所持者で働いている者は少ないため、さらに、「会社・団体の役員」と「一般常雇者（正規）」をまとめた「役員・一般常雇者（正規）」と、「一般常雇者（非正規）」と「短期雇用者」をまとめた「不安定就労」の カテゴリーを作成した。

9) 「非就業（求職中）」は、現在収入をと
もなう仕事をしているかに関して、「仕事をしていない（求職中）」の場合を割り当てた。「非就業（主婦・主夫）」に関しては、「仕事をしていない（仕事を探していない・学生）」かつ婚姻状況が既婚になっている場合を割り当てた。「非就業（無業）」は、「仕事をしていない（仕事を探していない・学生）」場合から「非就業（主婦・主夫）」を除いた数である。

10) 勤め先の規模や官公庁かについては、9件法で、「1～4人」や「5～29人」、「30～99人」、「100～299人」、「300～499人」、「500～999人」、「1000～4999人」、「5000人以上」、「官公庁」がある。

と、稼働年齢層（在学中除く 18～59 歳：1958～1999 年生まれ）および中堅的稼働年齢層（在学中除く 30～50 歳：1966～1986 年生まれ）で共通していたカテゴリーが最も多かった。稼働年齢層の「役員・一般常雇者（正規）」をみると「壮健」が 83.6%で多く、次に「軽中度身体障害」の 80.3%、そして「グレーゾーン」の 80.0%が続く。中堅的稼働年齢層の「役員・一般常雇者（正規）」では、「壮健」が最も多く、次に「グレーゾーン」、「軽中度身体障害」の順で割合が多い。「不安定就労」をみると、「軽中度精神障害」の割合が最も多く、「軽度知的障害」や「軽中度身体障害者」も多い。「自営業等」では「軽度知的障害」の割合が多く、「仕事未経験」には「重度障害」の割合が多かった。

現在の状況に関しても稼働年齢層と中堅的稼働年齢層で最も多い割合は、各カテゴリーで共通した傾向が読み取れる。「役員・一般常雇者（正規）」においては「壮健」が最も多く、次に「グレーゾーン」の割合が多いが、その次に稼働年齢層では「軽中度身体障害」、中堅的稼働年齢層では「重度障害」の割合が多い。「不安定就労」には、「軽度知的障害」と「軽中度身体障害」の割合が多い。「軽度知的障害」に関しては、「自営業等」で最も割合が多かった。無職者をみると、「軽中度精神障害」が「非就業（求職中）」や「非就業（無業）」、「非就業（主婦・主夫）」のどのカテゴリーにおいても割合が多かった。

表 1 (a) 学校卒業後および現在の状況

	学校卒業後の状況					現在の状況						
	役員・ 一般常雇者 (正規)	不安定 就労	自営業等	仕事 未経験	n	役員・ 一般常雇者 (正規)	不安定 就労	自営業等	非就業 (求職中)	非就業 (無業)	非就業 (主婦・ 主夫)	n
稼働年齢層												
障害者手帳非所持												
壮健	83.56	11.26	3.56	1.63	5,846	57.99	20.39	8.26	4.60	1.57	7.18	6,041
グレーゾーン	79.97	13.31	4.22	2.51	2,396	52.11	19.94	7.85	8.80	2.85	8.45	2,522
障害者手帳所持												
軽中度精神障害	51.32	29.61	4.24	14.83	47	9.20	13.47	5.66	22.69	37.72	11.27	53
軽度知的障害	39.23	24.37	12.15	24.25	25	23.51	32.27	12.05	16.11	16.05	0.00	25
軽中度身体障害	80.26	13.84	5.90	0.00	51	37.82	29.53	5.17	10.28	12.05	5.15	58
重度障害	52.21	9.20	5.52	33.07	54	30.03	5.05	6.65	20.02	28.30	9.95	60
等級不明・手帳複数	47.50	27.31	6.87	18.32	44	17.64	30.13	8.03	16.12	24.08	4.00	50
中堅的稼働年齢層												
障害者手帳非所持												
壮健	83.12	12.49	3.54	0.86	3,507	58.34	19.80	8.72	4.67	0.86	7.62	3,622
グレーゾーン	79.39	14.77	4.04	1.80	1,388	52.94	20.04	7.60	8.96	2.38	8.08	1,473
障害者手帳所持												
軽中度精神障害	47.24	36.22	6.62	9.93	30	13.81	5.49	8.34	22.26	38.96	11.13	36
軽度知的障害	37.89	23.39	15.50	23.22	13	15.71	38.31	15.24	7.72	23.03	0.00	13
軽中度身体障害	70.86	25.00	4.14	0.00	24	26.89	34.68	11.50	7.71	15.35	3.87	26
重度障害	53.52	8.26	5.47	32.75	37	27.83	5.08	5.22	18.02	33.45	10.40	39
等級不明・手帳複数	38.98	26.25	8.70	26.06	23	10.08	31.20	10.35	17.33	31.04	0.00	29

(注)**p < .01, *p < .05, †p < .10 (両側検定)。稼働年齢層(Y101AL112年齢層(学校卒業後の状況**,現在の状況**))、中堅的稼働年齢層(学校卒業後の状況**,現在の状況**))。

次に、仕事の内容についての結果である（表 2）。初職の仕事内容においては、稼働年齢層と中堅的稼働年齢層で共通して、「軽中度精神障害」の割合は「販売の職業」に多く、「軽度知的障害」の割合は「生産工程の職業」と「運搬・清掃・包装等の職業」に多く、「軽中度身体障害」は「管理的職業」の割合が多く、「重度障害」は「事務的職業」と「建設・採掘の職業」の割合が多かった。

現在の仕事内容においては、稼働年齢層と中堅的稼働年齢層で共通して、「グレーゾーン」では「専門的・技術的職業」の割合が多く、「軽中度精神障害」では「販売の職業」の割合

が多く、「軽度知的障害」には「生産工程の職業」と「運搬・清掃・包装等の職業」の割合が多く、「重度障害」には「事務的職業」の割合が多かった。

表 2 (a) 仕事の内容

	管理	専門・技術	事務	販売	サービス	保安	農林漁業	生産工程	輸送・機械運転	建設・採掘	運搬・清掃・包装等	その他	n
稼働年齢層													
障害者手帳非所持													
壮健	1.20	28.46	22.46	11.62	18.07	1.59	0.81	9.42	0.96	3.70	0.76	0.95	5,921
グレーゾーン	0.94	27.64	21.51	10.41	20.00	0.86	0.61	11.30	1.02	3.35	1.31	1.06	2,451
障害者手帳所持													
軽中度精神障害	0.00	17.72	17.34	19.56	19.35	0.00	0.00	19.53	0.00	2.15	4.34	0.00	46
軽度知的障害	0.00	9.61	10.47	0.00	4.78	0.00	0.00	45.03	0.00	0.00	20.08	10.03	20
軽中度身体障害	3.63	18.29	25.52	14.58	7.22	1.81	1.81	21.70	1.82	1.80	0.00	1.82	55
重度障害	0.00	24.01	30.78	4.84	11.75	2.37	0.00	9.57	0.00	9.51	2.39	4.77	42
等級不明・手帳複数	0.00	12.61	9.99	12.36	25.08	0.00	0.00	7.43	2.50	4.95	10.03	15.05	40
中堅的稼働年齢層													
障害者手帳非所持													
壮健	1.00	28.02	20.93	12.01	19.54	1.42	0.78	9.45	1.17	4.06	0.83	0.81	3,598
グレーゾーン	1.12	28.59	20.86	9.62	20.99	0.77	0.42	10.60	1.05	3.90	1.19	0.91	1,434
障害者手帳所持													
軽中度精神障害	0.00	15.76	12.37	21.84	25.02	0.00	0.00	18.77	0.00	3.12	3.13	0.00	32
軽度知的障害	0.00	9.13	0.00	0.00	9.30	0.00	0.00	54.39	0.00	0.00	18.11	9.07	11
軽中度身体障害	4.02	20.20	12.00	20.00	11.93	0.00	0.00	23.85	4.00	0.00	0.00	4.01	25
重度障害	0.00	30.29	26.41	6.66	9.93	0.00	0.00	6.68	0.00	13.33	0.00	6.69	30
等級不明・手帳複数	0.00	9.70	9.26	14.41	33.08	0.00	0.00	4.69	4.80	4.80	14.44	4.82	21
現在の仕事内容													
稼働年齢層													
障害者手帳非所持													
壮健	6.21	26.27	17.79	8.60	17.56	1.45	1.92	9.22	2.53	4.15	2.75	1.55	5,302
グレーゾーン	4.76	26.41	16.54	8.24	17.71	1.02	2.23	11.40	3.10	3.49	3.49	1.60	2,061
障害者手帳所持													
軽中度精神障害	0.00	6.09	18.86	18.75	31.30	0.00	0.00	18.74	0.00	0.00	6.27	0.00	16
軽度知的障害	0.00	0.00	6.14	11.58	6.17	0.00	0.00	35.07	0.00	0.00	29.32	11.73	17
軽中度身体障害	9.33	14.03	25.59	6.97	7.04	2.32	2.34	18.45	2.32	2.31	6.98	2.31	43
重度障害	0.00	3.61	36.95	3.79	18.56	3.71	0.00	11.11	0.00	0.00	11.15	11.13	27
等級不明・手帳複数	3.55	10.43	7.49	10.94	24.93	0.00	3.59	17.65	3.57	0.00	10.73	7.12	28
中堅的稼働年齢層													
障害者手帳非所持													
壮健	5.66	26.44	18.09	8.03	17.84	1.34	1.78	9.53	2.78	4.47	2.75	1.28	3,200
グレーゾーン	4.95	27.13	17.23	8.16	15.82	0.74	2.23	10.80	3.13	4.20	3.96	1.65	1,213
障害者手帳所持													
軽中度精神障害	0.00	9.47	20.07	20.38	20.20	0.00	0.00	19.85	0.00	0.00	10.03	0.00	10
軽度知的障害	0.00	0.00	0.00	11.24	11.14	0.00	0.00	33.33	0.00	0.00	33.20	11.09	9
軽中度身体障害	5.26	15.58	10.56	10.53	5.31	0.00	5.26	21.13	5.27	5.25	10.56	5.29	19
重度障害	0.00	5.57	47.19	5.99	17.81	0.00	0.00	11.67	0.00	0.00	0.00	11.78	17
等級不明・手帳複数	6.67	6.33	6.44	6.81	33.75	0.00	6.68	19.90	0.00	0.00	6.71	6.72	15

(注)**p<.01,*p<.05,†p<.10(両側検定)。稼働年齢層(初職の仕事内容**,現在の仕事内容**),中堅的稼働年齢層(初職の仕事内容**,現在の仕事内容**),

表 3 (a) 勤め先の規模

	初職の勤め先規模							現在の勤め先規模						
	30人未満	30~99人	100~299人	300~999人	1000人以上	官公庁	n	30人未満	30~99人	100~299人	300~999人	1000人以上	官公庁	n
稼働年齢層														
障害者手帳非所持														
壮健	22.89	15.93	17.41	15.92	21.93	5.91	5,444	25.53	17.27	16.35	14.97	19.08	6.80	4,649
グレーゾーン	24.73	17.25	17.11	16.98	18.61	5.31	2,203	23.35	19.83	15.71	16.49	17.82	6.80	1,795
障害者手帳所持														
軽中度精神障害	35.10	21.54	16.52	8.19	13.25	5.40	37	8.26	25.59	32.87	16.88	16.40	0.00	12
軽度知的障害	38.10	18.40	31.29	0.00	12.20	0.00	16	35.55	14.40	35.94	0.00	14.12	0.00	14
軽中度身体障害	29.73	17.07	8.59	17.05	14.82	12.74	47	32.43	5.40	5.45	16.34	24.15	16.24	37
重度障害	33.03	21.33	12.30	12.20	5.92	15.22	33	32.86	5.03	9.59	19.19	0.00	33.33	21
等級不明・手帳複数	34.00	19.17	24.90	3.14	18.78	0.00	32	41.71	25.34	16.15	8.52	8.28	0.00	24
中堅的稼働年齢層														
障害者手帳非所持														
壮健	23.83	16.15	17.49	15.97	21.34	5.22	3,294	27.05	16.65	15.90	15.14	18.99	6.26	2,780
グレーゾーン	26.52	17.65	15.94	17.35	17.65	4.90	1,286	24.75	20.79	15.24	16.75	16.46	6.02	1,063
障害者手帳所持														
軽中度精神障害	44.07	23.93	12.05	3.95	12.02	3.98	25	14.75	14.70	42.65	13.81	14.10	0.00	7
軽度知的障害	49.49	12.67	24.88	0.00	12.96	0.00	8	57.38	14.66	13.89	0.00	14.06	0.00	7
軽中度身体障害	27.22	18.23	9.30	27.09	4.66	13.49	22	43.94	6.44	6.10	12.48	18.53	12.52	16
重度障害	36.69	22.47	4.66	13.39	4.67	18.12	22	31.12	0.00	7.53	22.89	0.00	38.46	13
等級不明・手帳複数	33.15	13.43	26.88	6.57	19.97	0.00	15	50.20	17.25	16.34	16.21	0.00	0.00	12

(注)**p<.01,*p<.05,†p<.10(両側検定)。稼働年齢層(現在の勤め先規模**,初職の勤め先規模**),中堅的稼働年齢層(現在の勤め先規模**,初職の勤め先規模**),

最後に、勤め先の規模の結果についてである(表3)。初職の勤め先規模においては、稼働年齢層と中堅的稼働年齢層で共通して、「壮健」は1000人以上の企業に勤めている割合が

多く、「軽中度精神障害」は30～99人の企業、「軽度知的障害」は30人未満、「軽中度身体障害」は300～999人の企業、「重度障害」は官公庁に勤めている割合が多かった。

現在の勤め先規模をみると、稼働年齢層と中堅的稼働年齢層で共通して、「重度障害」は300～999人の企業や官公庁に勤めている割合が多かった。

(b) 「生活のしづらさなどに関する調査」

(b) 「生活のしづらさなどに関する調査」の就業状況について確認する。(b) 「生活のしづらさなどに関する調査」では、「日中の過ごし方」が複数回答で尋ねられ、それぞれ該当する場合を1、それ以外は欠損値となっていた。そのため、それぞれ就業状況に該当する場合を1、無職の場合を0としたダミー変数を作成した。具体的には、一般的な正規雇用・非正規雇用・自営業のほかに、障害者手帳所持者を対象とした障害者雇用枠である正規雇用（障害者求人）・非正規雇用（障害者求人）、福祉的就労のうち給与や工賃を受け取る就労継続支援A型・就労継続支援B型の変数を用いる。そのほか就業状況に関する変数として、上記7つの給与や工賃、報酬などを受け取る働き方に該当する場合を1、無職を0とした有職（有償）ダミーも使用する。

表4 (b) 就業状況

	有職 (有償)	n	正規 雇用	n	非正規 雇用	n	自営業	n	正規雇 用 (障害者 求人)	n	非正規 雇用 (障害者 求人)	n	就労継 続支援 A型	n	就労継 続支援 B型	n
稼働年齢層																
非所持・未受給	28.7	115	13.0	95	10.9	92	9.9	91	0.0	82	3.5	85	0.0	82	0.0	82
非所持・受給	27.7	65	6.0	53	11.3	53	9.6	52	0.0	47	2.1	48	4.1	49	0.0	47
軽度精神障害	43.3	97	5.0	60	20.3	69	5.2	58	1.8	56	16.7	66	12.7	63	9.8	61
軽度知的障害	59.0	195	11.0	91	20.0	100	3.6	83	12.1	91	29.8	114	15.8	95	34.4	122
軽度身体障害	47.6	42	9.0	31	18.5	27	8.3	24	12.0	25	4.4	23	0.0	22	4.4	23
中度精神障害	42.3	201	18.0	134	17.7	141	6.5	124	1.7	118	10.8	130	8.7	127	17.1	140
中度身体障害	59.2	103	23.0	65	28.8	59	17.7	51	17.7	51	17.7	51	2.3	43	2.3	43
重度精神障害	20.0	35	5.0	33	17.7	34	0.0	28	0.0	28	0.0	28	0.0	28	6.7	30
重度知的障害	34.4	96	7.0	70	8.7	69	1.6	64	0.0	63	1.6	64	6.0	67	24.1	83
重度身体障害	41.3	184	19.0	127	15.0	127	7.7	117	14.3	126	8.5	118	0.9	109	5.3	114
手帳複数	34.8	92	3.0	63	4.8	63	1.6	61	7.7	65	4.8	63	4.8	63	24.1	79
難病	45.0	231	44.0	171	21.1	161	11.2	143	6.6	136	7.3	137	3.1	131	3.8	132
中堅的稼働年齢層																
非所持・未受給	28.0	75	8.0	62	11.5	61	8.5	59	0.0	54	5.3	57	0.0	54	0.0	54
非所持・受給	26.9	52	6.0	44	9.5	42	7.3	41	0.0	38	2.6	39	5.0	40	0.0	38
軽度精神障害	35.7	70	2.0	47	15.1	53	2.2	46	2.2	46	13.5	52	10.0	50	8.2	49
軽度知的障害	51.8	112	6.0	60	19.4	67	1.8	55	14.3	63	20.6	68	14.3	63	27.0	74
軽度身体障害	42.3	26	4.0	19	16.7	18	0.0	15	11.8	17	6.3	16	0.0	15	6.3	16
中度精神障害	43.1	153	12.0	99	15.5	103	6.5	93	1.1	88	12.1	99	9.4	96	18.7	107
中度身体障害	54.6	66	16.0	46	23.1	39	9.1	33	14.3	35	14.3	35	3.2	31	3.2	31
重度精神障害	15.4	26	4.0	26	15.4	26	0.0	22	0.0	22	0.0	22	0.0	22	4.4	23
重度知的障害	33.9	56	6.0	43	11.9	42	2.6	38	0.0	37	2.6	38	0.0	37	22.9	48
重度身体障害	41.2	114	12.0	79	15.2	79	9.5	74	13.0	77	8.2	73	0.0	67	4.3	70
手帳複数	31.4	51	1.0	36	2.8	36	0.0	35	7.9	38	2.8	36	2.8	36	22.2	45
難病	45.5	154	32.0	116	22.9	109	10.6	94	4.6	88	4.6	88	4.6	88	2.3	86

(注)手帳所持不詳は分析から除いた。それぞれ「無職」と対比させた行%である。**p < .01, *p < .05, †p < .10。(両側検定)。稼働年齢層(有職(有償)**、正規雇用**、非正規雇用*、自営業*、正規雇用(障害者求人)**、非正規雇用(障害者求人)**、就労継続支援A型**、就労継続支援B型**)、中堅的稼働年齢層(有職(有償)**、正規雇用**、非正規雇用、自営業、正規雇用(障害者求人)**、非正規雇用(障害者求人)**、就労継続支援A型**、就労継続支援B型**)。

表4の有職（有償）をみると、稼働年齢層において、「中度身体障害」59.2%、「軽度知

的障害」は 59.0%と仕事をしている割合が高かった。中堅的稼働年齢層においても同様な傾向がみられた。一方、稼働年齢層において、「重度精神障害」は 20.0%、「非所持・受給」は 27.7%、「非所持・未受給」は 28.7%と有職（有償）に就いている割合が低く、無職である可能性が高かった。中堅的稼働年齢層においては、障害者手帳非所持者と重度精神障害者は、有職（有償）に就いている割合が小さかった。

続いて、正規雇用をみると、稼働年齢層において「難病」が 44.0%、「中度身体障害」が 23・0%であり、中堅的稼働年齢層では「難病」が 32.0%で、「中度身体障害」が 16.0%で割合が多かった。正規雇用に関しては、「難病」が仕事に就いている可能性が高い。非正規雇用をみると稼働年齢層においては、「中度身体障害」が 28.8%、「難病」が 21.1%であった。自営業をみると、稼働年齢層においては、「中度身体障害」が 17.7%、「難病」が 11.2%と多かった。

次に、すべての事業主に対して法定雇用率以上の障害者を雇用する義務を定めた制度である障害者雇用率制度における企業の障害者求人を確認する。障害者手帳所持者のみが対象となる制度となっている通り、障害者手帳非所持者である障害者自立支援給付未受給の「非所持・未受給」や障害者自立支援給付を受給している「非所持・受給」は原則対象者とならない。その点を踏まえて正規雇用（障害者求人）と非正規雇用（障害者求人）をみる。正規雇用（障害者求人）に関しては、「非所持・未受給」と「非所持・受給」はともに該当者はいなかった。一方で、非正規雇用（障害者求人）に関しては、「非所持・未受給」と「非所持・受給」はともに若干名該当者がいるが、特殊なケースの可能性が高い。

障害者手帳所持者の正規雇用（障害者求人）をみると、稼働年齢層において、「中度身体障害」が 17.7%、「重度身体障害」が 14.3%、「軽度知的障害」が 12.1%、「軽度身体障害」が 12.0%で仕事に就いている割合が高かった。中堅的稼働年齢層においても同様な結果であった。障害者手帳所持者の非正規雇用（障害者求人）をみると、稼働年齢層の「軽度知的障害」が 29.8%、中堅的稼働年齢層の「軽度知的障害」が 20.6%であった。つまり、障害者雇用率制度の恩恵を一番受けているのは、「軽度知的障害」と「身体障害」であると言える。

また、障害福祉サービスの 1 つであり、福祉的就労に分類される就労継続支援（A 型・B 型）をみると、稼働年齢層と中堅的稼働年齢層において、就労継続 A 型と B 型とともに「軽度知的障害」の割合が最も高かった。就労継続 B 型に関しては、「重度知的障害」と「手帳複数」でも割合が高かった。

(c) 「働き方とライフスタイルの変化に関する全国調査（JLPS）」

(c) JLPS の就業状況のカテゴリーは、2007 年（wave 1）から毎年尋ねられている現在の働き方と雇用契約期間の有無から「経営者」や「正規雇用（無期）」、「正規雇用（有期）」、「非正規雇用（パート・アルバイト、派遣社員、請負社員）（無期）」、「非正規雇用（有期）」、「自営業等（自営業主、自由業者、家族従業者、内職、その他）」、「無職（通学・家事）」、

「無業（通学・家事以外の無職）」の8つのカテゴリーにわけた。

まず、2007～2021年（wave 1～15）における成人期の就業状況カテゴリー間の移行について、各調査年（t 時点）から次の年（t+1 時点）へのカテゴリー間の移行を表している。2016年（wave 10）から2017年（wave 11）へのカテゴリー間と、2017年（wave 11）から2018年（wave 12）へのカテゴリー間の割合、15年間の平均値を示す累積値に関しては図内に示した。

図1で動きがみられるのは、「正規雇用（有期）」から「正規雇用（無期）」への移行である。t 時点から t+1 時点の累積値を確認すると、45.7%であった。続いて、「無業（通学・家事以外の無職）」から「正規雇用（無期）」への移行は11.9%で、他のカテゴリーと比較すると移行の傾向が多いように読み取れる。ただし、2016年（wave 10）から2017年（wave 11）への移行と、2017年（wave 11）から2018年（wave 12）への移行が10.7%であったように、年々「無業（通学・家事以外の無職）」から「正規雇用（無期）」への移行は難しくなっていることが考えられる。そもそも「正規雇用（無期）」の9割は、次の年（t+1 時点）でも「正規雇用（無期）」であり、他のカテゴリーから「正規雇用（無期）」へ移行することは稀である。

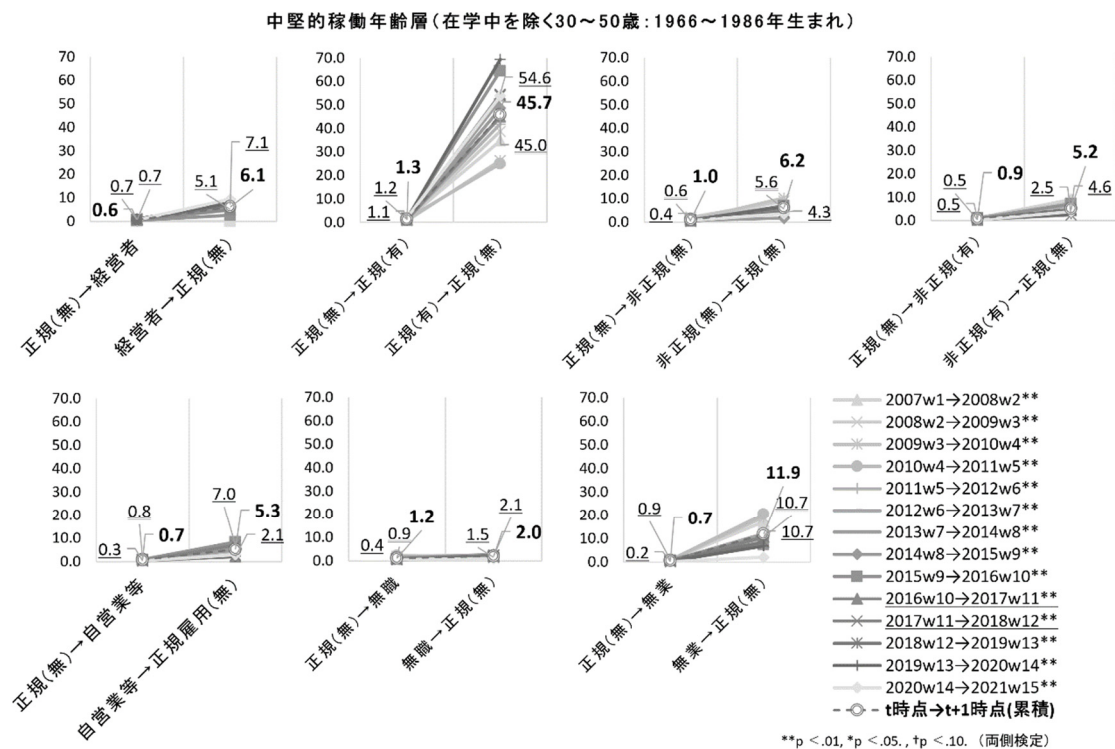
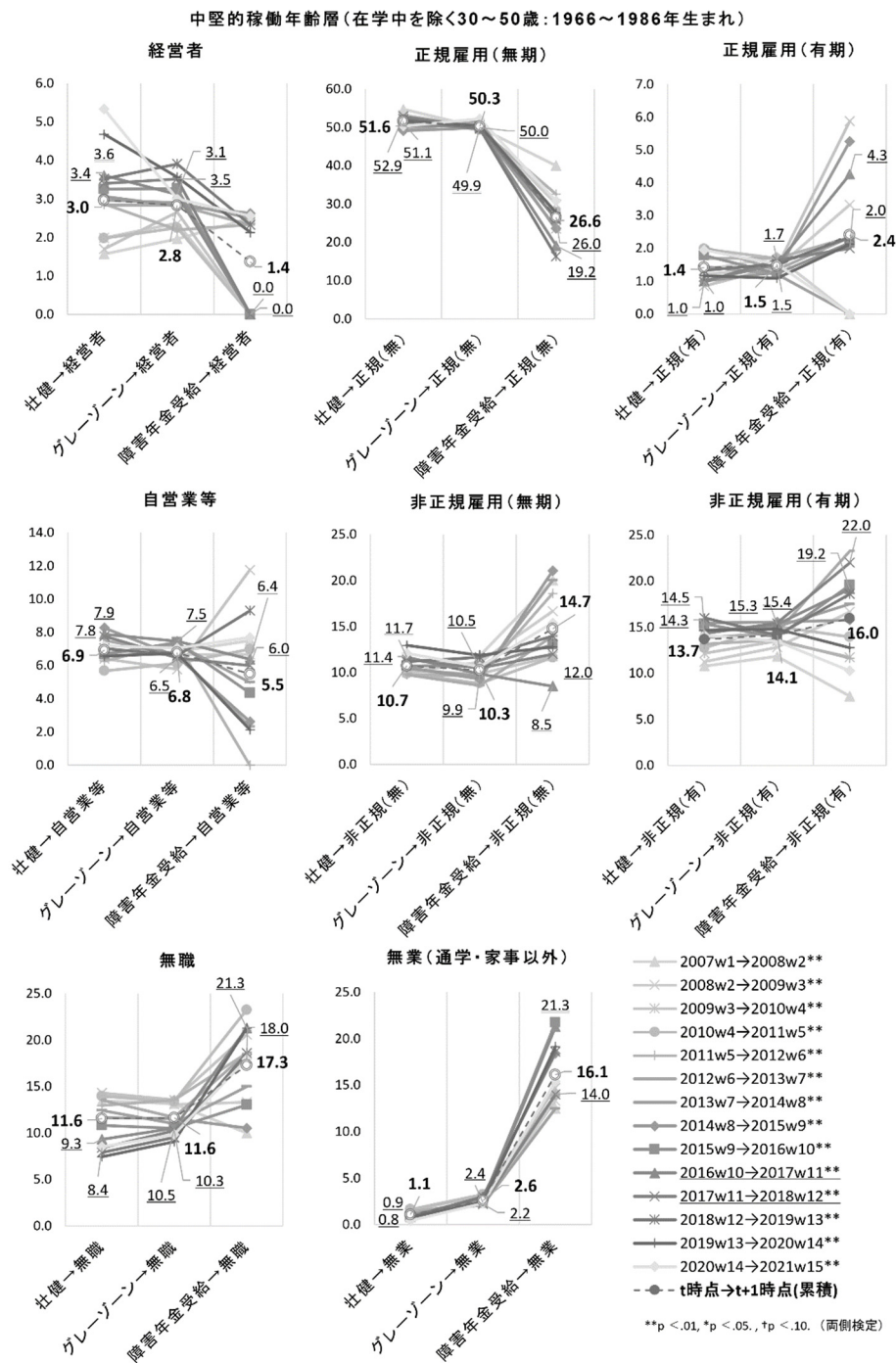


図1 (c) 成人期の就業状況の移行



次に、成人期の就業状況と心身の不調・障害年金の状況との関係を確認する。成人期の就業状況と心身の不調・障害年金との関係は複雑である。先天性の疾患や障害であれば、先に疾患や障害があって、その後に現在の就業状況が結果として生じる。さらに、(a)「生活と支え合いに関する調査」や (b)「生活のしづらさなどに関する調査」のように、障害者手帳所持者であれば、障害者手帳があることで労働市場への参入に結びつくというインセンテ

イブがあることから、障害者手帳の所持によって就業状況が異なる可能性もある。しかし、何かしらの環境が悪いことで二次障害が発生している可能性も考えられる。つまり、成人期の就業状況が悪いことによって、その影響が成人期に心身の不調がありながら障害者福祉制度を利用していないという状況に結びついている可能性もある。そのため、心身の不調・障害年金の状況をt時点、成人期の就業状況をt+1時点とした場合と、反対に成人期の就業状況をt時点、心身の不調・障害年金の状況をt+1時点とした場合の双方の移行を検証する。

図2の心身の不調・障害年金の状況をt時点、成人期の就業状況をt+1時点とした場合のt時点からt+1時点の累積をみると、t時点で「壮健」であると、「正規雇用(無期)」に51.6%、「経営者」に3.0%、「自営業等」に6.9%移行しており、「壮健」や「グレイゾーン」、「障害年金受給」の3カテゴリーのなかで最も移行しやすいことが考えられる。「グレイゾーン」は、「正規雇用(無期)」が50.3%、「非正規雇用(無期)」が10.3%、「経営者」が2.8%、「自営業等」が6.8%で、これらのカテゴリーは「壮健」よりも累積値は低かった。一方で、「正規雇用(有期)」は1.5%、「非正規雇用(有期)」は14.1%、「無業(通学・家事以外の無職)」は2.6%で、これらのカテゴリーに関しては「グレイゾーン」のほうが「壮健」よりも累積値は高かった。また「障害年金受給」は、「正規雇用(有期)」に2.4%、「非正規雇用(無期)」に14.7%、「非正規雇用(有期)」に16.0%、「無職(通学・家事)」に17.3%、「無業(通学・家事以外の無職)」に16.1%移行しており、3カテゴリーのなかで最も移行しやすいと言える。ただし、「障害年金受給」は、時点による幅が大きい。

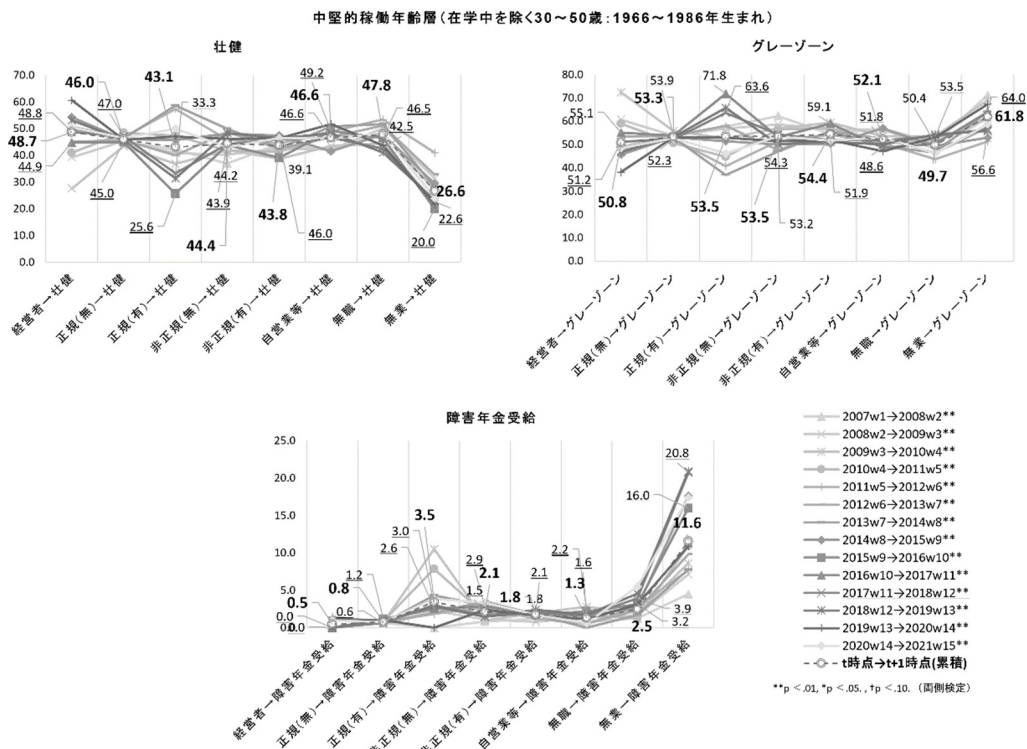


図3 (c) 成人期の就業状況(t時点)×心身の不調・障害年金(t+1時点)

続いて、図3の成人期の就業状況をt時点、心身の不調・障害年金の状況をt+1時点とした場合についてみる。「壮健」についてt時点からt+1時点への累積をみると、「経営者」から「壮健」への移行は48.7%と最も割合が多く、「無業（通学・家事以外の無職）」から「壮健」への移行は22.6%と最も割合が小さい。「グレーゾーン」の場合は、「無業（通学・家事以外の無職）」から「グレーゾーン」への移行は61.8%と最も割合が多く、「無職（通学・家事）」から「グレーゾーン」への移行は49.7%と最も割合が小さい。「障害年金受給」をみると、「無業（通学・家事以外の無職）」から「障害年金受給」への移行は11.6%と最も割合が多く、「経営者」から「障害年金受給」への移行は0.5%と最も割合が小さい。

また、(c) JLPS では幼少期の状況として、15歳時の両親の働き方についても確認する。両親の就業状況については、2007年（wave 1）に項目がある。15歳時の両親の働き方について、それぞれ「経営者・正規雇用（経営者、役員、正社員・正職員）」や「非正規雇用（契約・臨時・嘱託・請負等含むパートなど）」、「自営業等（自営業主、自由業者、家族従事者、内職、その他）」、「無職（専業主婦・主夫、学生）」、「当時父・母はいなかった」の категорияにわけ、両親の働き方について無回答な場合は「不明」とした。

まず、15歳時の父親の働き方について確認すると、図4の通り、15歳の父親の働き方は、時点によって心身の不調・障害年金の状況に差異があるか否かが異なっていた。2017年（wave 11）では有意な結果は得られなかった。

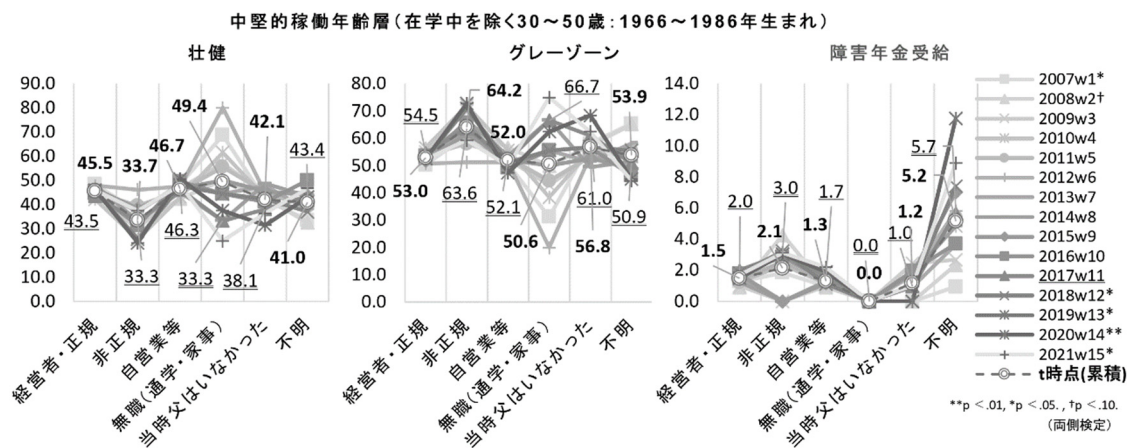


図4 (c) 15歳時の父職×心身の不調・障害年金

次に、15歳時の母親について確認する（図5）。母親についても、父親と同様に時点によって心身の不調・障害年金の状況に差異があるか否かが異なっていたが、2017年（wave 11）では有意な結果は得られた。そのため、2017年（wave 11）を確認する。「壮健」をみると、15歳時に母親が「自営業等」であった場合に成人期に「壮健」へ移行する割合は47.3%と最も割合が多く、「当時母はいなかった」から「壮健」への移行割合は11.5%と最も割合が小さい。「グレーゾーン」の場合は、「当時母はいなかった」から「グレーゾーン」への移行は

80.8%と最も割合が多く、「不明」を除くと、「経営者・正規雇用」から「グレーゾーン」への移行は 54.0%と最も割合が小さい。「障害年金受給」は「グレーゾーン」と同様な傾向を示していた。

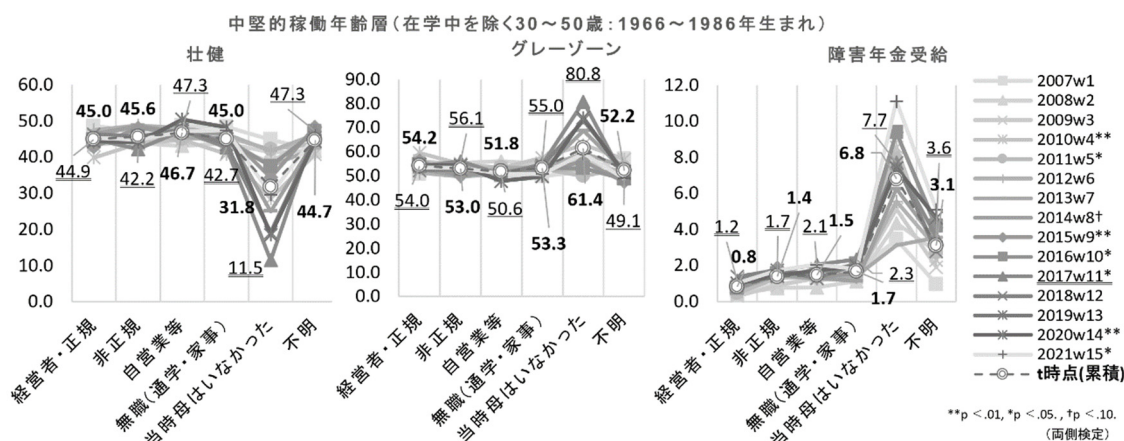


図5 (c) 15歳時の母職×心身の不調・障害年金

3.2 相対的貧困

(a) 「生活と支え合いに関する調査」

第2に、相対的貧困の状況を確認する(表5)。(a)「生活と支え合いに関する調査」では等価世帯所得と世帯人数がわかるため、等価世帯所得を世帯人数の平方根で割り、中央値の50%未満である「貧困ライン未満」、貧困ライン以上から中央値未満を「中央値未満」、そして「中央値以上」の3カテゴリーにわけた。「貧困ライン未満」が相対的貧困の状態である。結果をみると、稼働年齢層および中堅的稼働年齢層において、「壮健」は「中央値以上」の割合が最も多く、「グレーゾーン」や障害者手帳所持者は「貧困ライン未満」の割合が最も多かった。

表5 (a) 相対的貧困

		障害者手帳非所持		障害者手帳所持				n
		壮健	グレーゾーン	軽中度精神障害	軽度知的障害	軽中度身体障害	重度障害	
稼働年齢層	相対的貧困**							
	貧困ライン未満	58.66	34.49	1.62	0.85	1.13	1.48	1,415
	中央値未満	66.07	31.24	0.73	0.12	0.53	0.65	2,446
	中央値以上	71.90	26.32	0.28	0.20	0.61	0.49	5,118
中堅的稼働年齢層	相対的貧困**							
	貧困ライン未満	59.61	33.61	2.07	0.92	0.81	1.39	869
	中央値未満	66.69	30.81	0.54	0.06	0.60	0.60	1,675
	中央値以上	73.00	25.39	0.33	0.14	0.36	0.61	2,789

(注)**p < .01, *p < .05, †p < .10.(両側検定)。

(c) 「働き方とライフスタイルの変化に関する全国調査 (JLPS)」

続いて、(c)JLPS でも成人期の相対的貧困を確認する。過去1年間の世帯所得が、2007年 (wave 1) から毎年カテゴリー変数で尋ねられている。変数は、過去1年間の世帯所得を数値に置き換え、不明や無回答を欠損処理した。その後、相対的貧困率の算出方法と類似した方法として、世帯所得を同居人数の平方根で割り、中央値の50%未満を1としたダミー変数を作成した。

まず、成人期の相対的貧困の移行を確認する (図6)。t時点からt+1時点の累積値を確認すると、非相対的貧困から相対的貧困への移行は3.6%であり、どの年においても非相対的貧困の場合は、次の年 (t+1時点) も9割以上は非相対的貧困である傾向が読み取れる。一方で、相対的貧困から非相対的貧困への移行は38.0%であり、6割前後が相対的貧困のままである。さらに、相対的貧困から非相対的貧困への移行は、年々徐々に難しくなっている可能性が高い。なぜなら、2016年 (wave 10) から2017年 (wave 11) への移行割合は33.2%で、累積値を下回っている。

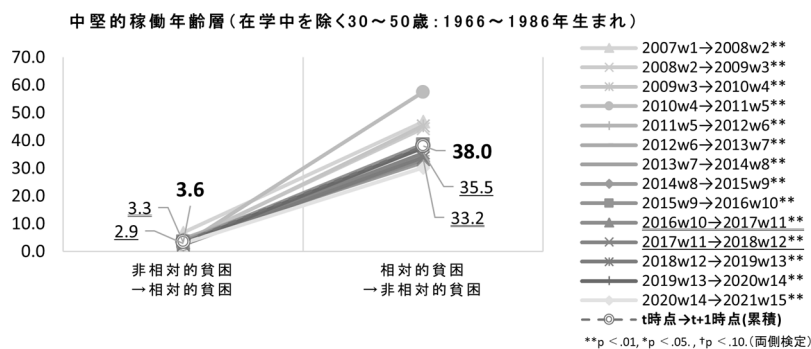


図6 (c) 成人期の相対的貧困の移行

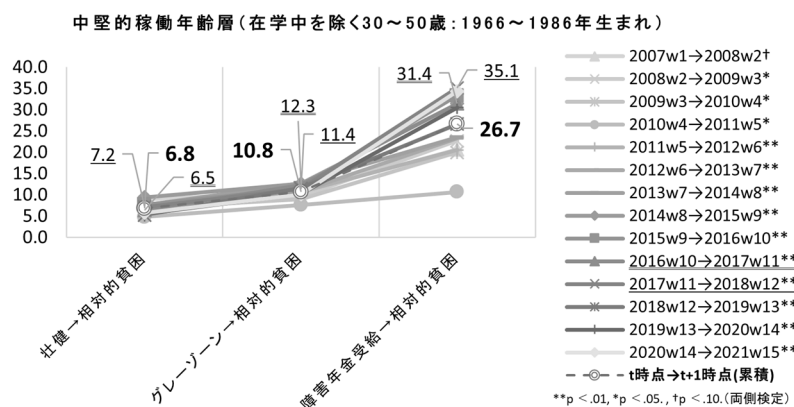


図7 (c) 心身の不調・障害年金 (t時点) ×成人期の相対的貧困 (t+1時点)

成人期の相対的貧困に関しても就業状況と同様に、心身の不調・障害年金の状況をt時点、相対的貧困をt+1時点とした場合と、成人期の相対的貧困をt時点、心身の不調・障害年金

の状況を t+1 時点とした場合の双方の移行を検証する。まず、図 7 の心身の不調・障害年金の状況を t 時点、相対的貧困を t+1 時点とした場合をみる。t 時点から t+1 時点の累積をみると、t 時点で「壮健」であると「相対的貧困」に 6.8%移行し、「グレーゾーン」であると「相対的貧困」に 10.8%移行し、「障害年金受給」であると「相対的貧困」に 26.7%移行していた。「障害年金受給」が最も相対的貧困に移行しやすい。

続いて図 8 の成人期の相対的貧困を t 時点、心身の不調・障害年金の状況を t+1 時点とした場合である。「壮健」について t 時点から t+1 時点の累積をみると、「非相対的貧困」から「壮健」への移行は 47.4%であるのに対して、「相対的貧困」から「壮健」への移行は 35.3%で、「非相対的貧困」であるほうが「壮健」になりやすいと言える。一方で、「グレーゾーン」と「障害年金受給」は、「相対的貧困」であるほど「グレーゾーン」や「障害年金受給」へなりやすいと言える。「非相対的貧困」から「グレーゾーン」への移行は 51.4%であるのに対して、「相対的貧困」から「グレーゾーン」への移行は 60.5%であった。そして、「非相対的貧困」から「障害年金受給」への移行は 1.2%であるのに対して、「相対的貧困」から「障害年金受給」への移行は 4.3%であった。

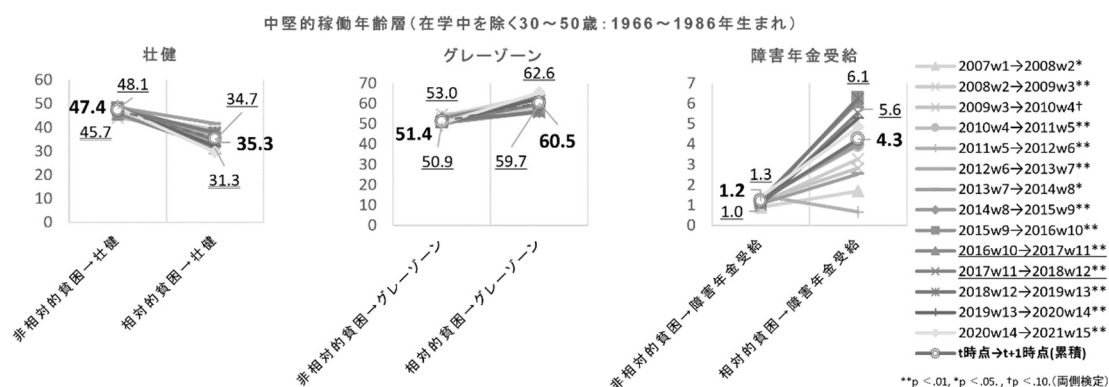


図 8 (c) 成人期の相対的貧困 (t 時点) ×心身の不調・障害年金 (t+1 時点)

次に、幼少期について確認する。幼少期の所得は親に由来するため、正確な所得がわからない。ただし OECD 国際成人力調査 (PIAAC) では、子どもの経済的側面を捉えるために、15 歳時に自宅にあった本の冊数が代理指標として用いられている (Hampf and Woessmann 2017)。そのため、本研究においても幼少期の所得の状況として本の冊数の項目を確認する。15 歳時に自宅にあった本の冊数は、「0 冊 (家に本はなかった)」、「10 冊以下」、「11～25 冊」、「26～50 冊」、「51～100 冊」、「101～200 冊」、「201～500 冊」、「501 冊以上」、「わからない」、「無回答」にわかれている。まず、このカテゴリー変数を量的変数に置き換えた。「わからない」と「無回答」に関しては、全体の平均値を割り当てている。その後、10 冊未満は 1、それ以外は 0 としたダミー変数を作成した。

幼少期の本の冊数をみると、時点によって差がある年とない年があることがわかる。2017年（wave 11）をみると、「10冊超」は「壮健」へ移行しやすく、反対に「10冊未満」であるほど「グレーゾーン」や「障害年金受給」に移行しやすい傾向があった（図9）。

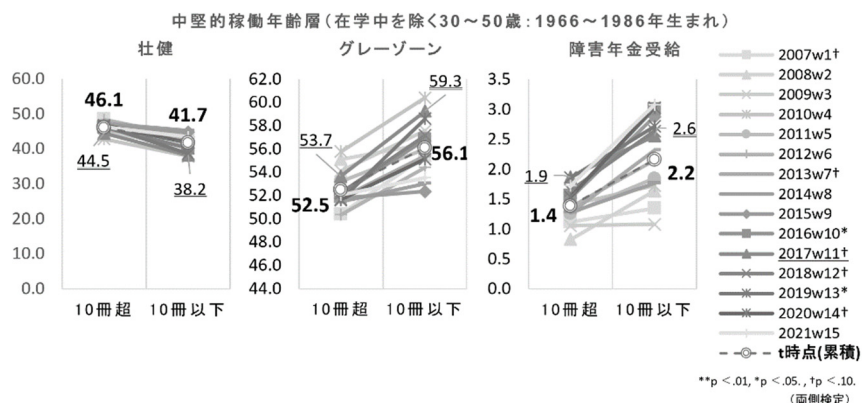


図9 (c) 15歳時の本の冊数×心身の不調・障害年金

3.3 物質的剥奪

(a) 「生活と支え合いに関する調査」

(a) 「生活と支え合いに関する調査」の物質的剥奪項目は、居住環境、未払い・不履行・滞納、基本的なニーズの欠如、耐久消費財の欠如、世帯の状況、個人の状況に関して尋ねられている。

物質的剥奪項目は数が多いため、百瀬（2021b）のクロス集計表の結果を基に、稼働年齢層に関しては表6に、中堅的稼働年齢層に関しては表7にそれぞれクロス集計表の結果から割合が最も高い場合を表示し、まとめた。居住環境、基本的なニーズの欠如、個人の状況の「健康診断・人間ドックの受診しなかった」に関しては2件法で、あてはまる場合を○、あてはまらない場合を×とした。未払い・滞納・不履行は3件法で、あてはまる場合を○、あてはまらない場合を×とし、該当しない場合を「×非該当」とした。世帯の状況、耐久消費財の欠如、個人の状況の一部は3件法で、あてはまらない場合を×、あてはまる理由が金銭的な理由の場合を「○(金銭面)」、あてはまる理由がその他の場合を「△(その他の理由)」または必要がない場合を「△(不必要)」とした。医療機関の受診や治療に関しては、受診や治療をしなかった場合を○、つねに受診や治療した場合を×、そもそも病気やけがはなかった場合を△とした。医療機関の受診や治療をしなかった理由は、「金銭的理由」や「近くに病院・診療所がない」、「仕事などで多忙」、「その他の理由」を比較し、割合が高い場合を示している。

稼働年齢層の物質的剥奪項目数をみると、「壮健」は0個であるのに対して、「グレーゾーン」は42個すべてに該当する。つまり、障害者手帳非所持者内で両極端な傾向を示していることがわかる。一方で、障害者手帳所持者をみると、「軽中度精神障害」は30個、「軽度

知的障害」は14個、「軽中度身体障害」は31個であった。「軽中度精神障害」や「軽中度身体障害」の物質的剥奪項目数は30個を超えてはいるものの、「グレーゾーン」のようにすべてにおいて物質的に剥奪されているわけではない。

中堅的稼働年齢層の物質的剥奪項目数をみると、「壮健」は0個のみで、「グレーゾーン」はその他の理由で医療機関の受診や治療をしなかった割合が多かったため項目数は1個減ったが41個と依然として多い。障害者手帳所持者をみると、「軽中度精神障害」は24個、「軽度知的障害」は13個、「軽中度身体障害」は28個と、稼働年齢層の時より多少項目数が減っているが、依然として、「グレーゾーン」のほうが障害者手帳を所持する軽中度障害者よりも物質的に剥奪されている傾向が読み取れる。

表6 (a) 物質的剥奪項目数 (稼働年齢層)

	障害者手帳非所持			障害者手帳所持			等級不明・手帳複数
	壮健	グレーゾーン	軽中度精神障害	軽度知的障害	軽中度身体障害	重度障害	
稼働年齢層							
居住環境							
水洗トイレがない	×	○	○	○	○	○	○
浴室・シャワー室がない	×	○	×	×	○	×	○
雨漏り、湿気、破損などの問題がない	×	○	×	○	○	×	○
窓から十分な光が入らない	×	○	○	○	×	○	○
世帯の人数からすると手狭だ	×	○	×	○	×	×	○
交通の便が悪い	×	○	×	○	○	×	○
近隣の騒音がひどい	×	○	○	×	○	○	×
大気汚染、悪臭がひどい	×	○	○	○	×	×	×
地域の犯罪、暴力、荒らし行為に困っている	×	○	○	○	○	×	○
病院、公共施設、買い物、生活施設が遠い	×	○	×	○	○	○	○
未払い・滞納・不履行							
電気料金の未払いがある	×非該当	○	○	×非該当	○	○	○
ガス料金の未払いがある	×非該当	○	○	×非該当	○	○	○
水道料金の未払いがある	×非該当	○	○	×非該当	○	○	○
電話代の未払いがある	×非該当	○	○	○	○	○	○
家賃の滞納がある	×非該当	○	○	×非該当	○	○	○
住宅ローンの滞納がある	×	○	○	×非該当	○	○	×非該当
住民税の滞納がある	○	○	×非該当	×非該当	○	×非該当	×非該当
その他の債務不履行がある	×	○	○	×非該当	○	○	○
基本的なニーズの欠如							
家族に必要な食料が買えない(金銭的理由)	×	○	○	○	○	×	○
家族に必要な衣料が買えない(金銭的理由)	×	○	○	○	○	×	○
世帯の状況							
2日-1回以上、肉や魚を含む食事が取れない	×	○(金銭面)	○(金銭面)	△(その他の理由)	○(金銭面)	△(その他の理由)	△(その他の理由)
必要な時に医者にかかれない	×	○(金銭面)	○(金銭面)	△(その他の理由)	○(金銭面)	△(その他の理由)	△(その他の理由)
必要ときに歯医者にかかれない	×	○(金銭面)	○(金銭面)	△(その他の理由)	○(金銭面)	×	○(その他の理由)
風邪薬・鎮痛剤・塗り薬などの市販薬が買えない	×	○(金銭面)	○(金銭面)	×	△(その他の理由)	△(その他の理由)	△(その他の理由)
親戚の冠婚葬祭への出席できない	×	○(金銭面)	○(金銭面)	△(その他の理由)	○(金銭面)	△(その他の理由)	△(その他の理由)
普段の生活でバスや電車の料金を払えない	×	○(金銭面)	○(金銭面)	×	○(金銭面)	○(金銭面)	○(金銭面)
不意な出費に備えた貯蓄ができない	×	○(金銭面)	○(金銭面)	△(その他の理由)	△(その他の理由)	△(その他の理由)	○(金銭面)
家のなかを快適な温度に保てない	×	○(金銭面)	○(金銭面)	○(金銭面)	○(金銭面)	○(金銭面)	○(金銭面)
火災報知器を設置できない	×	○(金銭面)	○(金銭面)	△(その他の理由)	○(金銭面)	○(金銭面)	○(金銭面)
耐久消費財の欠如							
家族人数分のベットまたは布団がない	×	○(金銭面)	○(金銭面)	×	×	○(金銭面)	△(不必要)
洗濯機がない	×	○(金銭面)	○(金銭面)	×	×	○(金銭面)	×
テレビがない	×	○(金銭面)	×	×	×	×	△(不必要)
固定電話がない	×	○(金銭面)	○(金銭面)	×	×	○(金銭面)	△(不必要)
自家用車がない	×	○(金銭面)	△(不必要)	△(不必要)	○(金銭面)	△(不必要)	○(金銭面)
個人の状況							
医療機関で受診・治療をしなかった	△病氣やけがはなかった	○受診・治療をしなかった	×つねに受診・治療した	△病氣やけがはなかった	×つねに受診・治療した	×つねに受診・治療した	○受診・治療をしなかった
医療機関で受診・治療をしなかった理由	(仕事などで多忙)	○(金銭面)	(その他の理由)	—	(近くに病院・診療所がない)	○(金銭面)	(その他の理由)
健康診断・人間ドックの受診しなかった	×	○	○	○	○	○	○
生命保険等への加入しなかった	×	○(金銭面)	○(金銭面)	△(不必要)	○(金銭面)	△(不必要)	○(金銭面)
就職・仕事のスーツがない	×	○(金銭面)	○(金銭面)	○(金銭面)	○(金銭面)	△(不必要)	○(金銭面)
携帯電話がない	×	○(金銭面)	○(金銭面)	△(不必要)	○(金銭面)	△(不必要)	△(不必要)
年に一度の泊りがけの旅行にいけない	×	○(金銭面)	△(不必要)	△(不必要)	○(金銭面)	△(不必要)	△(不必要)
家族のためでなく、自分のために使えるお金がない	×	○(金銭面)	○(金銭面)	△(不必要)	○(金銭面)	△(不必要)	△(不必要)
剥奪項目数：○の数	0	42	30	14	31	19	26

(注)クロス集計表の結果から、割合が高い場合を示している。割合が同率の場合は、スラッシュで区切り、両方を表示している。

表7 (a) 物質的剥奪項目数 (中堅的稼働年齢層)

	障害者手帳非所持			障害者手帳所持			等級不明・手帳複数
	壮健	グレーゾーン	軽中度精神障害	軽度知的障害	軽中度身体障害	重度障害	
中堅的稼働年齢層							
居住環境							
水洗トイレがない	×	○	×	○	○	○	○
浴室・シャワー室がない	×	○	×	×	○	×	○
雨漏り、湿気、破損などの問題がない	×	○	×	○	○	○	○
窓から十分な光が入らない	×	○	○	○	×	○	○
世帯の人数からすると手狭だ	×	○	×	○	○	×	○
交通の便が悪い	×	○	×	×	○	×	×
近隣の騒音がひどい	×	○	○	×	○	×	○
大気汚染、悪臭がひどい	×	○	○	○	○	×	×
地域の犯罪、暴力、荒らし行為に困っている	×	○	×	○	○	×	○
病院、公共施設、買い物、生活施設が遠い	×	○	×	×	○	○	×
未払い・滞納・不履行							
電気料金の未払いがある	×非該当	○	○	×	○	○	ある/非該当
ガス料金の未払いがある	×非該当	○	○	ない/非該当	○	○	○
水道料金の未払いがある	×非該当	○	×	×	○	○	○
電話代の未払いがある	×非該当	○	○	×	○	○	○
家賃の滞納がある	×非該当	○	○	×	○	○	○
住宅ローンの滞納がある	×	○	×非該当	×非該当	×非該当	×非該当	×非該当
住民税の滞納がある	×	○	×非該当	×非該当	○	○	×非該当
その他の債務不履行がある	×	○	○	×非該当	○	×非該当	○
基本的なニーズの欠如							
家族に必要な食料が買えない(金銭的理由)	×	○	○	○	○	○	○
家族に必要な衣料が買えない(金銭的理由)	×	○	○	○	○	○	○
世帯の状況							
2日-1回以上、肉や魚を含む食事が取れない	×	○(金銭面)	○(金銭面)	△(その他の理由)	○(金銭面)	○(金銭面)	△(その他の理由)
必要な時に医者にかかれぬ	×	○(金銭面)	△(その他の理由)	△(その他の理由)	○(金銭面)	△(その他の理由)	△(その他の理由)
必要ときに歯医者にかかれぬ	×	○(金銭面)	○(金銭面)	△(その他の理由)	○(金銭面)	○(金銭面)	△(その他の理由)
風邪薬・鎮痛剤・塗り薬などの市販薬が買えない	×	○(金銭面)	○(金銭面)	×	△(その他の理由)	△(その他の理由)	△(その他の理由)
親戚の冠婚葬祭への出席できない	×	○(金銭面)	○(金銭面)	○(その他の理由)	○(金銭面)	△(その他の理由)	△(その他の理由)
普段の生活でバスや電車の料金を払えない	×	○(金銭面)	○(金銭面)	×	○(金銭面)	○(金銭面)	△(その他の理由)
不意な出費に備えた貯蓄ができない	×	○(金銭面)	○(金銭面)	△(その他の理由)	△(その他の理由)	△(その他の理由)	△(その他の理由)
家のなかを快適な温度に保てない	×	○(金銭面)	○(金銭面)	○(金銭面)	○(金銭面)	○(金銭面)	○(金銭面)
火災報知器を設置できない	×	○(金銭面)	×	○(金銭面)	△(その他の理由)	○(金銭面)	×
耐久消費財の欠如							
家族人数分のベットまたは布団がない	×	○(金銭面)	○(金銭面)	×	△(不必要)	○(金銭面)	△(不必要)
洗濯機がない	×	○(金銭面)	○(金銭面)	×	×	○(金銭面)	×
テレビがない	×	○(金銭面)	×	×	×	×	△(不必要)
固定電話がない	×	○(金銭面)	○(金銭面)	×	×	○(金銭面)	△(不必要)
自家用車がない	×	○(金銭面)	△(不必要)	(金銭面/不必要)	○(金銭面)	△(不必要)	○(金銭面)
個人の状況							
医療機関で受診・治療をしなかった	△病氣やけがはなかった	○受診・治療をしなかった	×つねに受診・治療した	△病氣やけがはなかった	×つねに受診・治療した	×つねに受診・治療した	○受診・治療をしなかった
医療機関で受診・治療をしなかった理由	(仕事などで多忙)	(その他の理由)	—	—	(近くに病院・診療所がない)	○(金銭面)	(その他の理由)
健康診断・人間ドックの受診しなかった	×	○	○	○	○	○	○
生命保険等への加入しなかった	×	○(金銭面)	○(金銭面)	△(不必要)	○(金銭面)	△(不必要)	△(不必要)
就職・仕事のスーツがない	×	○(金銭面)	○(金銭面)	○(金銭面)	○(金銭面)	○(金銭面)	○(金銭面)
携帯電話がない	×	○(金銭面)	△(不必要)	△(不必要)	△(不必要)	△(不必要)	△(不必要)
年に一度の泊りがけの旅行にいけない	×	○(金銭面)	△(不必要)	△(不必要)	△(不必要)	△(不必要)	△(不必要)
家族のためでなく、自分のために使えるお金がない	×	○(金銭面)	○(金銭面)	△(不必要)	△(不必要)	△(不必要)	△(不必要)
剥奪項目数: ○の数	0	41	24	13	28	23	19

(注)クロス集計表の結果から、割合が高い場合を示している。割合が同率の場合は、スラッシュで区切り、両方を表示している。

(c) 「働き方とライフスタイルの変化に関する全国調査 (JLPS)」

(c) JLPS では、(a) 「生活と支え合いに関する調査」と類似した物質的剥奪の項目が、2008年から各年で約20項目前後尋ねられている。(a) 「生活と支え合いに関する調査」との違いは、(c) JLPS では所持していない物が金銭的に持てないのか、必要がないのかまでは区別できない点にある。そのため、大津・渡辺 (2019) の剥奪項目の普及率が80%以上であったことから、表8より、調査期間のなかで継続して80%以上があると回答している項目を確認する。

成人期に関しては、継続で尋ねられている17項目のうち6項目(携帯を含む電話、冷蔵庫、風呂、クーラー・エアコン、パソコン・ワープロ、乗用車)が該当した。電子レンジ、洗濯機、水洗トイレに関しても80%以上が所持していると回答していたが、一時的に尋ね

られている項目であるため除外した¹¹⁾。幼少期に関しては、15歳時に自宅にあった物品や資源の20項目が尋ねられており、そのうち8項目（衛星放送・ケーブルテレビ、冷蔵庫、風呂、学習机、携帯を含む電話、ラジオ、乗用車、ビデオデッキ・DVDレコーダー）が80%以上に該当した。幼少期の物質的剥奪項目である衛星放送・ケーブルテレビは成人期でも尋ねられている。しかし成人期において、衛星放送・ケーブルテレビは、2012～2018年（wave 6～12）では80%以上であったが、2008～2010年（wave 2～4）では80%以上に該当しなかった。反対に、15歳時に30%であったパソコン・ワープロや70%に満たなかったクーラー・エアコンが、成人期には80%を超えている。つまり、物質的な剥奪項目は、時代によって所持率が変化する項目と変化しない項目に分かれる。

表8 (c) 物質的剥奪項目

	15歳時	2008 w2	2010 w4	2012 w6	2014 w8	2016 w10	2018 w12	2020 w14
電話(携帯を含む)	91.3	98.9	98.7	98.3	98.2	98.0	96.1	98.7
冷蔵庫	98.0	98.2	98.4	98.7	98.5	98.7	97.0	99.0
風呂	96.6	97.3	97.7	97.5	97.2	97.4	95.4	98.6
クーラー・エアコン	69.8	90.3	91.3	92.3	92.8	93.2	91.9	94.7
パソコン・ワープロ	34.9	86.6	88.4	90.3	89.5	89.3	86.2	87.0
乗用車	82.2	83.9	82.5	83.4	83.4	83.4	81.9	83.5
ビデオデッキ・DVDレコーダー	80.8	67.6	73.5	80.0	81.7	83.3	83.2	
温水洗浄便座		55.5	61.6	66.2	69.1	73.9	74.1	
高速インターネット回線		54.9	64.4	69.6	72.1	75.7	74.6	79.9
子ども部屋		52.1	50.9	53.3	52.2	56.1	56.1	60.4
衛星放送・ケーブルテレビ	98.5	49.9	50.3	50.9	51.6	51.7	50.6	55.3
食器洗い機		28.1	31.1	33.3	35.2	38.6	38.7	41.0
ピアノ	35.9	24.6	23.9	24.7	24.8	25.6	26.2	26.4
文学全集・図鑑	44.6	22.5	18.4	17.1	16.4	15.4	19.1	21.1
株券・債権		17.5	19.0	18.3	17.7	18.2	17.5	19.9
美術品・骨董品	10.5	11.1	9.1	8.5	7.5	7.6	8.4	7.7
田畑(家庭菜園を除く)	17.7	8.5	7.7	7.5	7.5	7.4	7.6	7.5
スポーツ会員権		5.1	4.5	4.6	4.3	3.6	3.3	4.3
別荘	1.5	1.4	1.2	1.2	1.0	1.0	1.0	0.9
学習机	93.0						53.1	56.3
ラジオ	90.8							
電子レンジ	79.7							97.8
持ち家	77.7							
自分専用の部屋	73.0							
百科事典	64.8							
応接セット	28.8							
洗濯機							96.6	98.5
水洗トイレ								97.0
空気清浄機			40.7	45.8	49.2	52.5	51.4	51.8
タブレット端末							52.9	57.3
どれも無い		0.2	0.1	0.1	0.1	0.2	0.0	0.2
n	4,800	3,962	3,186	3,178	2,991	2,804	2,687	2,595

成人期および幼少期の剥奪変数の操作化は以下の通りである。まず、それぞれ所持している場合を1、所持していない場合を0としたダミー変数を作成した。無回答は欠損とした。

11) (a)「生活と支え合いに関する調査」のエラー! 参照元が見つかりません。や表7で示した基本的なニーズの欠如に該当する「お金が足りなくて家族が必要とする食料が買えなかったことがあるか」については2020年(wave 14)調査に項目が追加された。その結果をみると、「よくあった」と「ときどきあった」、「まれにあった」の3項目の合計は8.2%、「まったくなかった」は91.4%、「無回答」は0.35%であった。

次に、成人期は6項目を、幼少期は8項目を合算した物質的剥奪スコアを作成した。表9の通り、物質的剥奪スコアを確認すると、成人期の場合に2項目未満への該当者はどの時点も90%を超えていた。幼少期においても2項目未満への該当者は85%を超える。また、1つだけ持っていない場合、家庭によっては必要がないため持っていないことも考えられるため、2つ以上を物質的剥奪とみなすのが妥当であろう。そのため、成人期と幼少期ともに、2項目以上が所持されていない場合を1としたダミー変数を作成した。

表9 (c) 物質的剥奪スコア

	15歳時		2008w2		2010w4		2012w6		2014w8		2016w10		2018w12		2020w14	
	Percent	Cum.	Percent	Cum.	Percent	Cum.	Percent	Cum.	Percent	Cum.	Percent	Cum.	Percent	Cum.	Percent	Cum.
0	58.1	58.1	67.7	67.7	67.7	67.7	71.1	71.1	71.0	71.0	70.5	70.5	70.3	70.3	70.9	70.9
1	27.3	85.4	25.8	93.5	25.8	93.5	23.5	94.6	23.5	94.5	23.5	94.0	24.0	94.3	24.0	95.0
2	9.6	95.0	4.5	98.1	4.5	98.1	4.1	98.7	4.0	98.6	4.6	98.6	4.5	98.7	4.2	99.2
3	2.4	97.4	1.2	99.2	1.2	99.2	0.9	99.6	1.0	99.5	0.9	99.5	1.0	99.7	0.5	99.6
4	1.0	98.4	0.5	99.7	0.5	99.7	0.2	99.8	0.2	99.7	0.1	99.6	0.1	99.8	0.1	99.7
5	0.4	98.8	0.2	99.9	0.2	99.9	0.1	99.9	0.1	99.8	0.1	99.8	0.2	100.0	0.1	99.8
6	0.2	99.0	0.2	100.0	0.2	100.0	0.1	100.0	0.2	100.0	0.2	100.0	0.0	100.0	0.2	100.0
7	0.1	99.1														
8	0.9	100.0														
n	4800		3,942		3,942		3,161		2,972		2,794		2,618		2,583	

まず、成人期の物質的剥奪の移行を確認する(図10)。t時点からt+1時点の累積値をみると、「非物質的剥奪」から「物質的剥奪」への移行は2.8%であり、各調査年度に物質的剥奪がない人は、次の年も9割以上は物質的剥奪がない傾向にあった。一方で、「物質的剥奪」から「非物質的剥奪」への移行は48.1%であり、各調査年度に物質的剥奪があった人の5割以上は、次の年も物質的剥奪である傾向が読み取れる。

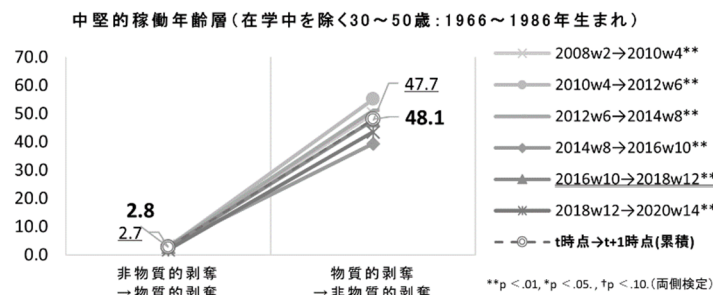


図10 (c) 成人期の物質的剥奪の移行

続いて成人期の物質的剥奪についても、心身の不調・障害年金の状況との関係を検証する。図11の心身の不調・障害年金の状況をt時点、成人期の物質的剥奪をt+1時点とした場合を確認する。t時点からt+1時点の累積をみると、t時点で「壮健」であると「物質的剥奪」に4.3%移行し、「グレーゾーン」であると「物質的剥奪」に6.1%移行し、「障害年金受給」であると「物質的剥奪」に16.1%移行していた。「障害年金受給」が最も相対的貧困に移行

しやすかった。

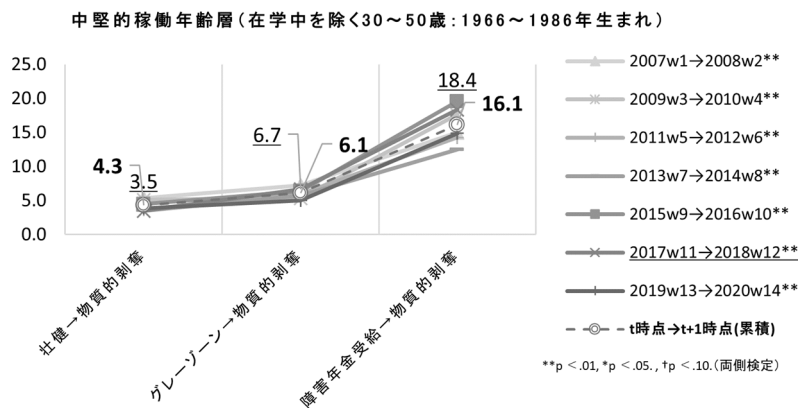


図 11 (c) 心身の不調・障害年金 (t 時点) ×成人期の物質的剥奪 (t+1 時点)

続いて図 12 の成人期の物質的剥奪を t 時点、心身の不調・障害年金の状況を t+1 時点とした場合についてみる。「壮健」について t 時点から t+1 時点の累積をみると、「非物質的剥奪」から「壮健」への移行は 46.0%であるのに対して、「物質的剥奪」から「壮健」への移行は 34.8%で、「非物質的剥奪」であるほうが「壮健」になりやすいと言える。一方で、「グレーゾーン」と「障害年金受給」は、「物質的剥奪」であるほど「グレーゾーン」や「障害年金受給」になりやすいと言える。「非物質的剥奪」から「グレーゾーン」への移行は 52.5%であるのに対して、「物質的剥奪」から「グレーゾーン」への移行は 60.1%であった。そして、「非物質的剥奪」から「障害年金受給」への移行は 1.4%であるのに対して、「物質的剥奪」から「障害年金受給」への移行は 5.2%であった。

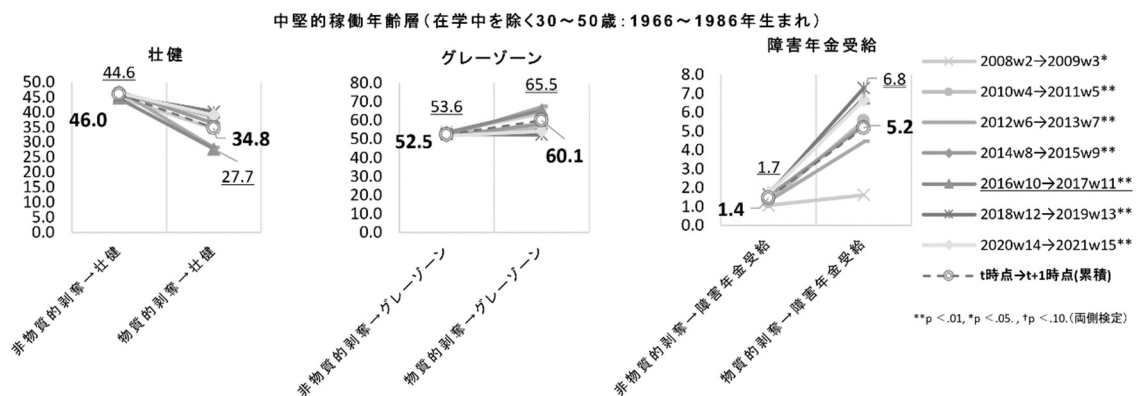


図 12 (c) 成人期の物質的剥奪 (t 時点) ×心身の不調・障害年金 (t+1 時点)

幼少期の物質的剥奪について確認する (図 13)。15 歳時に「非物質的剥奪」であるほど「壮健」へ移行しやすく、「物質的剥奪」であるほど「グレーゾーン」や「障害年金受給」に移行しやすい傾向があった。

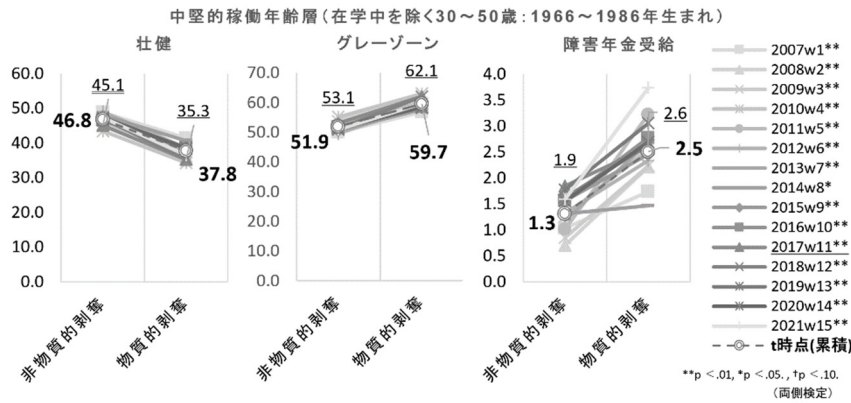


図 13 (c) 15 歳時の物質的剥奪×心身の不調・障害年金

3.4 主観的貧困

(a) 「生活と支え合いに関する調査」

最後の経済的側面として、主観的貧困についてみる。

表 10 (a) 主観的貧困

		障害者手帳非所持		障害者手帳所持					n
		壮健	グレーゾーン	軽中度精神障害	軽度知的障害	軽中度身体障害	重度障害	等級不明・手帳複数	
稼働年齢層									
住宅費**	とても重い	58.49	38.79	0.74	0.19	0.75	0.43	0.62	1,619
	やや重い	69.56	28.37	0.69	0.11	0.26	0.57	0.47	3,505
	負担はない/感じてはいない	71.45	25.17	0.49	0.46	0.90	0.95	0.59	3,902
教育費**	とても重い	61.49	36.39	0.53	0.11	0.85	0.32	0.32	940
	やや重い	70.31	28.25	0.10	0.11	0.43	0.43	0.37	1,886
	負担はない/感じてはいない	69.16	27.66	0.73	0.36	0.62	0.86	0.62	5,811
保育料・ベビーシッター代**	とても重い	58.51	39.83	0.00	0.00	1.24	0.41	0.00	241
	やや重い	70.32	29.36	0.16	0.00	0.00	0.16	0.00	630
	負担はない/感じてはいない	68.94	28.16	0.62	0.31	0.63	0.74	0.61	7,417
医療費・介護費**	とても重い	47.41	48.67	0.94	0.16	1.09	1.10	0.63	637
	やや重い	59.91	37.15	0.65	0.26	0.88	0.48	0.65	2,290
	負担はない/感じてはいない	73.77	23.71	0.52	0.30	0.48	0.75	0.46	5,996
家計のやりくり**	とても大変	55.93	40.51	0.95	0.36	0.89	0.59	0.78	1,686
	やや大変	67.60	29.71	0.63	0.30	0.58	0.64	0.54	4,302
	大変ではない	75.60	21.75	0.39	0.29	0.57	0.89	0.51	3,127
中堅的稼働年齢層									
住宅費**	とても重い	61.06	36.38	0.78	0.20	0.59	0.49	0.50	1,017
	やや重い	71.13	26.75	0.75	0.09	0.09	0.66	0.51	2,130
	負担はない/感じてはいない	70.92	25.80	0.54	0.45	0.71	0.98	0.58	2,225
教育費**	とても重い	61.33	36.79	0.51	0.00	0.68	0.34	0.34	587
	やや重い	71.00	28.18	0.14	0.00	0.07	0.29	0.29	1,376
	負担はない/感じてはいない	70.05	26.63	0.84	0.34	0.49	0.99	0.65	3,222
保育料・ベビーシッター代**	とても重い	60.96	37.96	0.00	0.00	1.07	0.00	0.00	187
	やや重い	70.27	29.36	0.19	0.00	0.00	0.19	0.00	518
	負担はない/感じてはいない	69.78	27.31	0.70	0.28	0.45	0.85	0.63	4,269
医療費・介護費**	とても重い	47.12	48.95	1.31	0.00	0.52	1.31	0.78	382
	やや重い	60.57	36.42	0.75	0.30	0.90	0.38	0.69	1,324
	負担はない/感じてはいない	74.31	23.28	0.55	0.28	0.31	0.83	0.45	3,613
家計のやりくり**	とても大変	57.44	39.09	1.25	0.19	0.67	0.68	0.67	1,041
	やや大変	69.05	28.41	0.65	0.31	0.38	0.62	0.58	2,611
	大変ではない	75.13	22.10	0.39	0.28	0.51	1.07	0.51	1,769

(注)**p < .01, *p < .05, †p < .10.(両側検定)。

(a) 「生活と支え合いに関する調査」では、主観的貧困が判断できる項目として、世帯支

出の負担感がある。住宅費、教育費、保育料およびベビーシッター代、医療費・介護費、家計のやりくりなどの 5 項目の支出感がこの調査からわかる。稼働年齢層および中堅的稼働年齢層において、「グレーゾーン」は、世帯支出の負担感がすべて重いと感じている者が多い傾向にある（表 10）。一方で、「壮健」は、教育費と保育料およびベビーシッター代に関しては、「やや重い」と回答している割合が多いが、そのほかに関しては「負担はない／感じてはいない」を選択している割合が多い。障害者手帳所持者に関しては、「グレーゾーン」のようにすべての項目で世帯支出の負担感が強いわけではなかった。

(c) 「働き方とライフスタイルの変化に関する全国調査 (JLPS)」

(c) JLPS では、主観的貧困を測る項目として、2007 年 (wave 1) から毎年調査されている現在の暮らし向きを使用する。現在の暮らし向きは、「豊か」や「やや豊か」、「ふつう」、「やや貧しい」、「貧しい」の 5 件法で尋ねられている。そのため、現在の暮らし向きが「やや貧しい」と「貧しい」を選択した場合を 1、それ以外を 0 としたダミー変数を作成した。無回答は欠損処理した。これを成人期の主観的貧困の変数として用いる。幼少期の主観的貧困も同様に、15 歳時の暮らし向きについて「やや貧しい」と「貧しい」を選択した場合を 1 としたダミー変数を用いる。

先に、成人期の主観的貧困の移行表を確認する (図 14)。t 時点から t+1 時点の累積値を確認すると、「非主観的貧困」から「主観的貧困」への移行は 6.6%であった。相対的貧困や物質的剥奪と同様に、9 割は調査時点 (t 時点) から次年度 (t+1 時点) の移行がみられず、次の年も非主観的貧困のままであった。一方で「主観的貧困」から「非主観的貧困」への移行は 30.3%であった。主観的貧困に関しても、相対的貧困と同様に、主観的貧困から非主観的貧困への移行が年々ゆるやかに難しくなっている様相が読み取れる。

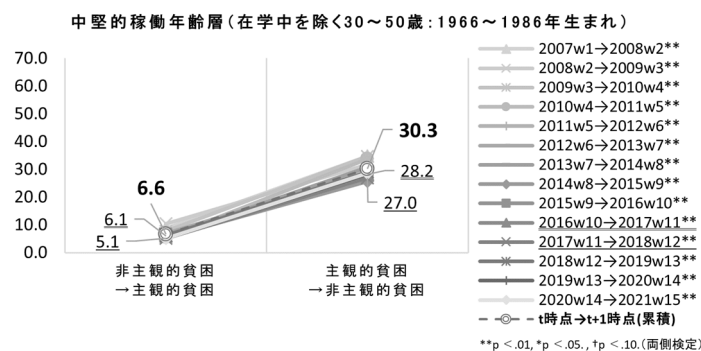


図 14 (c) 成人期の主観的貧困の移行

続いて、主観的貧困と心身の不調・障害年金の状況との関係を見る。図 15 の通り、心身の不調・障害年金の状況を t 時点、主観的貧困を t+1 時点とした場合である。t 時点から t+1 時点の累積をみると、t 時点で「壮健」であると「主観的貧困」に 11.2%移行し、「グレーゾ

ーン」であると「主観的貧困」に 22.9%移行し、「障害年金受給」であると「主観的貧困」に 30.0%移行していた。相対的貧困や物質的剥奪と同様に、「障害年金受給」が最も主観的貧困に移行しやすい。

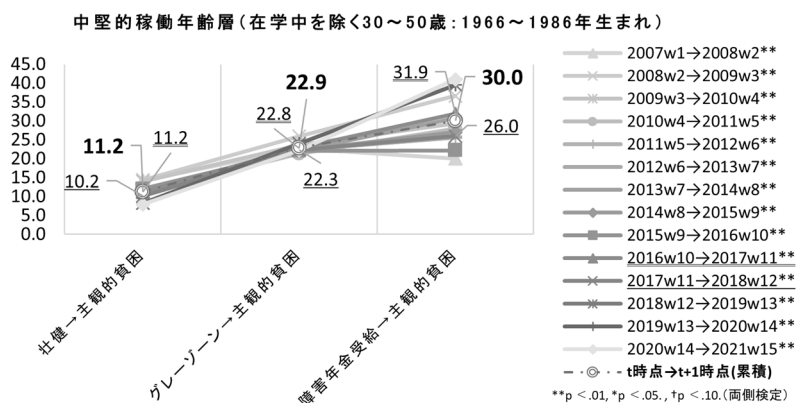


図 15 (c) 心身の不調・障害年金 (t 時点) × 成人期の主観的貧困 (t+1 時点)

図 16 の主観的貧困を t 時点、心身の不調・障害年金の状況を t+1 時点とした場合についてみると、相対的貧困や物質的剥奪と同様に、「非主観的貧困」であるほうが「壮健」になりやすく、一方で、「グレーゾーン」と「障害年金受給」は、「主観的貧困」であるほど「グレーゾーン」や「障害年金受給」になりやすい傾向がある。

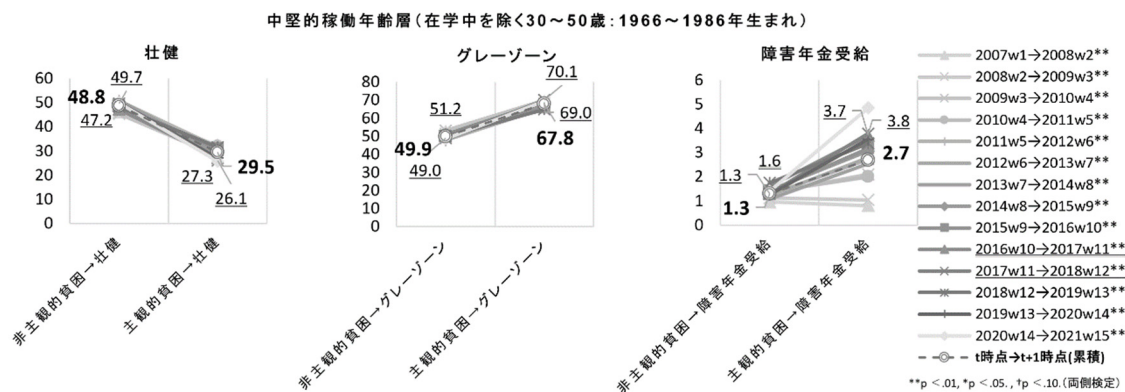


図 16 (c) 成人期の主観的貧困 (t 時点) × 心身の不調・障害年金 (t+1 時点)

幼少期の主観的貧困について確認すると、15 歳時に「非主観的貧困」であるほど「壮健」へ移行しやすく、「主観的貧困」であるほど「グレーゾーン」や「障害年金受給」に移行しやすい傾向があった (図 17)。つまり、図 16 で示した成人期の主観的貧困と同様な傾向である。

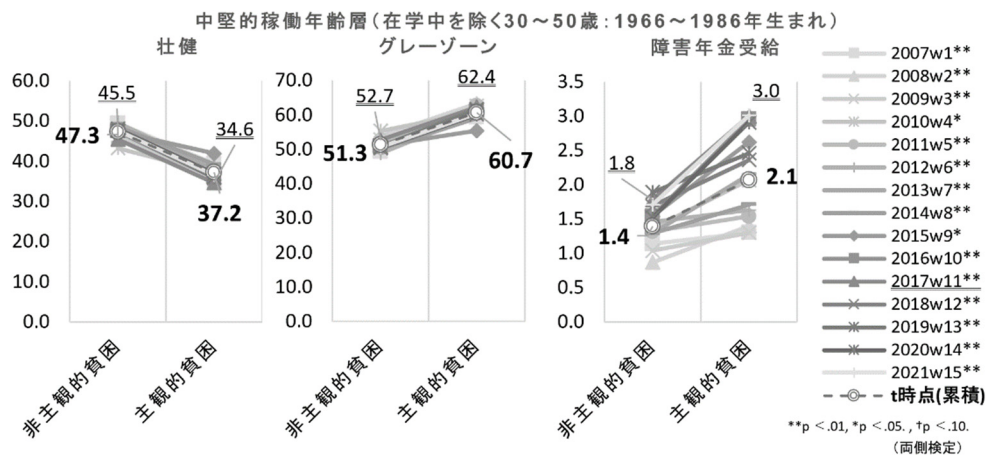


図 17 (c) 15 歳時の主観的貧困×心身の不調・障害年金

4 社会的側面

4.1 社会的交流

(a) 「生活と支え合いに関する調査」

本節では社会的側面に関しては、社会的交流・社会参加・社会的サポートの観点から考察する。第 1 に社会的交流について確認するため、(a) 「生活と支え合いに関する調査」における社会的交流に関するクロス集計表である表 11 をみる。稼働年齢層および中堅的稼働年齢層において、「壮健」をみると、1 週間に 1 回以上、月 5 人以上は誰かと話し、同居または別居の家族・親族、友人・知人、近所の人、職場の同僚や元同僚と話している割合が高かった。「壮健」とは対照的に、「グレーゾーン」が会話している割合が高かったのは、2 週間に 1 回以下、月 5 人未満であった。「グレーゾーン」は、家族・親族、友人・知人、近所の人、職場の同僚や元同僚とも話している割合が低い。この「グレーゾーン」の傾向は、障害者手帳所持者と類似していた。障害者手帳所持者は、「軽中度精神障害」や「軽度知的障害」、「軽中度身体障害」において、会話しているのは 2 週間に 1 回以下、月 5 人未満の割合が高く、家族・親族、友人・知人、近所の人、職場の同僚や元同僚とも話している割合が低い。

表 11 (a) 社会的交流

		障害者手帳非所持		障害者手帳所持				等級不明・手帳複数	n
		壮健	グレーゾーン	軽中度精神障害	軽度知的障害	軽中度身体障害	重度障害		
稼働年齢層									
会話頻度**	1週間に1回以上	68.83	28.48	0.57	0.30	0.63	0.67	0.52	9111
	2週間に1回以下	26.45	60.33	3.31	0.83	1.65	2.48	4.96	121
会話人数**	月5人以上	69.86	27.83	0.45	0.27	0.57	0.59	0.43	8,497
	月5人未満	44.53	45.52	2.79	0.80	1.79	1.79	2.80	503
1か月間に直接話した人									
同居の家族・親族**	話した	69.34	28.25	0.48	0.28	0.57	0.58	0.48	8,090
	話していない	61.15	32.58	1.59	0.53	1.17	1.70	1.27	942
別居の家族・親族**	話した	71.04	27.12	0.42	0.17	0.51	0.51	0.23	4,834
	話していない	65.68	30.60	0.78	0.46	0.75	0.80	0.92	4,108
友人・知人**	話した	71.32	26.63	0.41	0.18	0.53	0.59	0.35	6,792
	話していない	59.91	35.20	1.13	0.73	0.95	0.87	1.23	2,205
近所の人**	話した	71.29	26.76	0.45	0.15	0.63	0.45	0.26	4,813
	話していない	65.20	31.18	0.75	0.49	0.66	0.85	0.88	4,115
職場の同僚や元同僚**	話した	71.01	27.20	0.24	0.26	0.51	0.44	0.32	7,207
	話していない	58.69	34.97	1.90	0.50	1.00	1.51	1.45	1,796
中堅的稼働年齢層									
会話頻度**	1週間に1回以上	69.42	27.99	0.63	0.26	0.46	0.75	0.51	5,425
	2週間に1回以下	29.41	52.94	4.41	1.47	2.94	2.94	5.88	68
会話人数**	月5人以上	70.53	27.24	0.50	0.22	0.40	0.71	0.42	5,059
	月5人未満	45.48	43.23	3.55	0.97	1.94	1.62	3.23	310
1か月間に直接話した人									
同居の家族・親族**	話した	70.29	27.48	0.56	0.25	0.39	0.57	0.46	4,861
	話していない	58.19	34.11	1.93	0.58	1.16	2.31	1.75	519
別居の家族・親族**	話した	71.11	27.19	0.48	0.10	0.27	0.57	0.27	2,949
	話していない	66.71	29.31	0.93	0.46	0.71	0.92	0.97	2,388
友人・知人**	話した	72.03	26.01	0.43	0.18	0.33	0.68	0.37	3,969
	話していない	60.88	34.15	1.37	0.58	0.87	0.87	1.30	1,388
近所の人**	話した	72.29	25.76	0.48	0.17	0.45	0.58	0.24	2,862
	話していない	65.41	30.99	0.89	0.37	0.49	0.89	0.97	2,460
職場の同僚や元同僚**	話した	71.49	26.87	0.24	0.26	0.40	0.46	0.30	4,303
	話していない	59.27	33.78	2.45	0.38	0.66	1.79	1.70	1,063

(注)**p < .01, *p < .05, †p < .10.(両側検定)。

(c) 「働き方とライフスタイルの変化に関する全国調査 (JLPS)」

社会的交流のなかでも友人と家族との関係については、(c) JLPS のデータでも記述する。まず、友人関係における変数の操作化として、2007年 (wave 1) から毎年尋ねられている友人関係に関する項目を使用し、「友人がいない」に該当するものを1としたダミー変数を用いる。

幼少期の友人関係には学校でのいじめ被害に関する変数を用いる。その理由は、JLPSにおいて、幼少期の友人がいたかどうか尋ねられていないからである。しかし、項目に子どもの頃の友人に関する項目が入っていたとしても、学校のクラスメイトや同級生をすべて「友達」と認識していた場合、孤立していても状況がわからない可能性もある。Ridge (2002) では、幼少期において、友人関係に恵まれていないことはいじめの標的となるリスク要因の一つとされている。子どもの頃にいじめ被害を受けていたという事実は、成人期の社会的孤立と同様に、幼少期には最も重要な友人関係上の問題であることが推測できる。そのため、本研究では、友人関係として、学校でのいじめ被害に関する項目を用いる。(c) JLPSにお

いて、学校でのいじめ被害に関しては回顧式で過去の経験の有無が尋ねられており、該当する場合を1とした。

まず、成人期の友人不在の移行表を確認する（図 18）。社会的側面の友人関係をみると、「友人がいる」から「友人不在」への移行は 1.2%であり、経済的側面と同様に、友人がいる場合は次年度（t+1 時点）も 9 割以上は友人がいる状態であった。また、「友人不在」から「友人がいる」への移行は 15 年間の累積をみると 38.3%であった。2016 年（wave 10）から 2017 年（wave 11）への移行は 39.7%であったのに対して、2017 年（wave 11）から 2018 年（wave 12）への移行は 37.0%であり、友人がいない状況が年々深刻化していることが伺える。

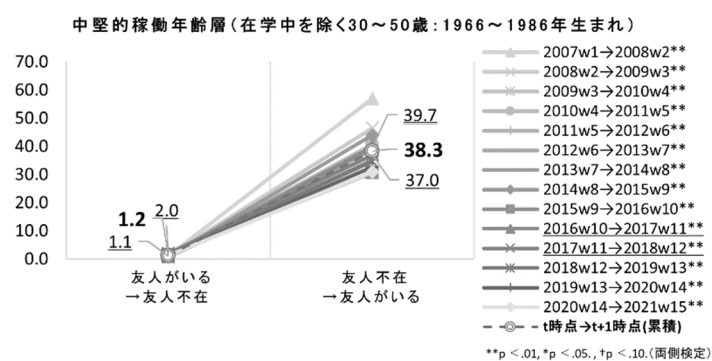


図 18 (c) 成人期の友人不在の移行

次に、心身の不調・障害年金の状況を t 時点、成人期の友人不在を t+1 時点とした場合を検証する（図 19）。t 時点から t+1 時点の累積をみると、t 時点に「壮健」であると「友人不在」に 1.3%移行し、「グレーゾーン」であると「友人不在」に 3.7%移行し、「障害年金受給」であると「友人不在」に 10.7%移行していた。「障害年金受給」が最も友人不在に移行しやすい。

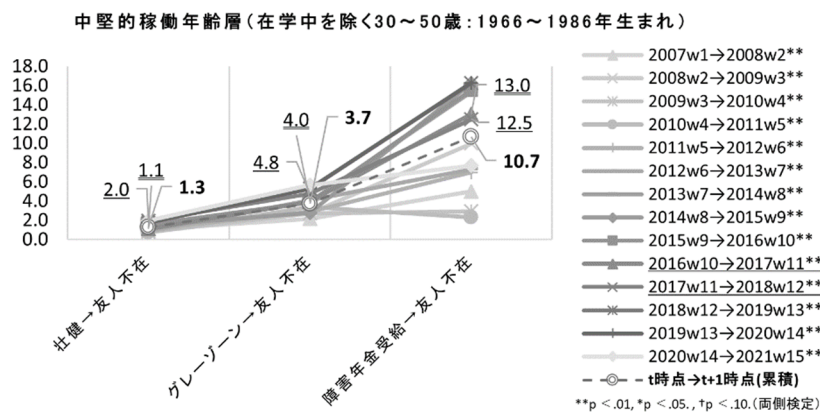


図 19 (c) 心身の不調・障害年金（t 時点）×成人期の友人不在（t+1 時点）

成人期の友人不在を t 時点、心身の不調・障害年金の状況を t+1 時点とした場合についてみる (図 20)。「壮健」について t 時点から t+1 時点の累積をみると、「友人がいる」から「壮健」への移行は 46.0%であるのに対して、「友人不在」から「壮健」への移行は 21.4%で、「友人がいる」ほうが「壮健」になりやすいと言える。一方で、「グレーゾーン」と「障害年金受給」は、「友人不在」であるほど「グレーゾーン」や「障害年金受給」になりやすいと言える。「友人がいる」から「グレーゾーン」への移行は 52.6%であるのに対して、「友人不在」から「グレーゾーン」への移行は 72.2%であった。そして、「友人がいる」から「障害年金受給」への移行は 1.4%であるのに対して、「友人不在」から「障害年金受給」への移行は 6.4%であった。

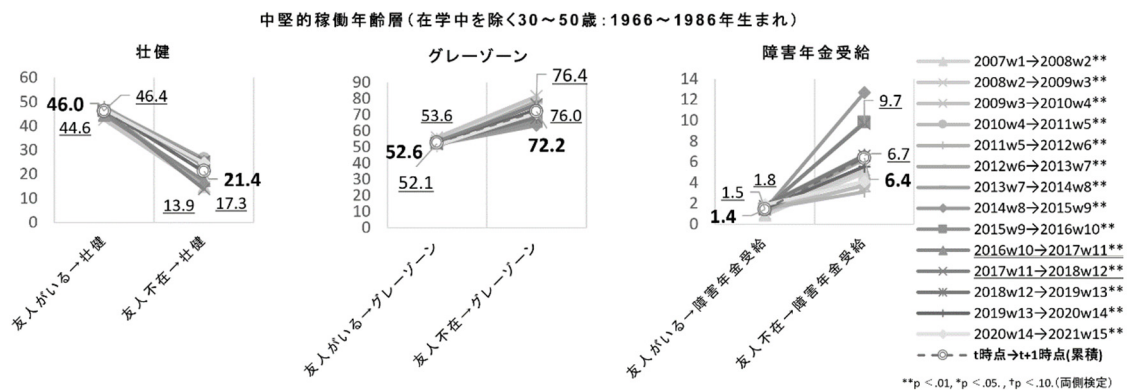


図 20 (c) 成人期の友人不在 (t 時点) × 心身の不調・障害年金 (t+1 時点)

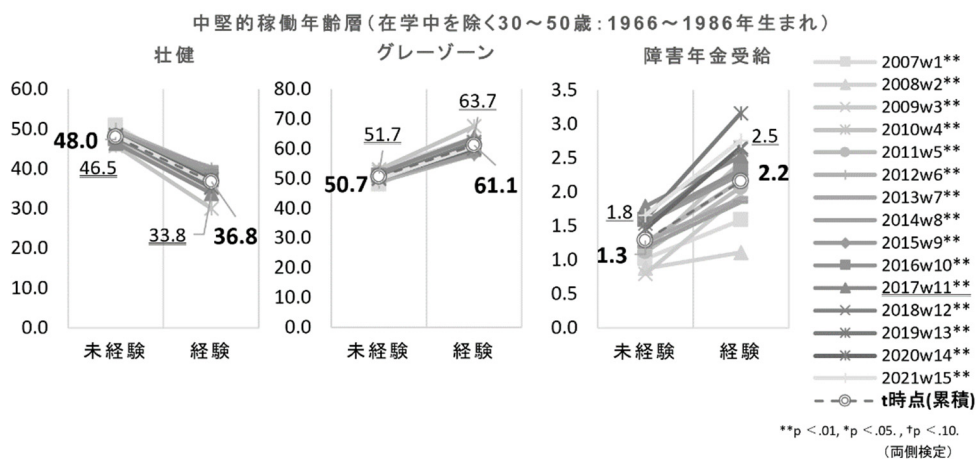


図 21 (c) 学校でのいじめ被害 × 心身の不調・障害年金

学校でのいじめ被害は、「グレーゾーン」と「障害年金受給」ではいじめを経験していないより経験している割合が高い傾向にあった (図 21)。これは経済的側面の主観的貧困の物質的剥奪と同様に、幼少期の経験が初期時点である 2007 年 (wave 1) から末期時点である

2021年（wave 15）までのどの時点においても影響を与えていることを示している。

次に家族との関係について考察する。成人期の家族関係は、2009年（wave 3）から毎年尋ねられている親との関係に対する満足度の項目を使用し、不満である場合を1とした変数を用いる。幼少期の家族との関係に関しては、家庭の雰囲気項目を用いる。15歳時の家庭の雰囲気が4件法で尋ねられており、暖かい雰囲気ではなかった場合を1とした。

まず、成人期の親への不満の移行表を確認する。図22のt時点からt+1時点の累積値を確認すると、「親への不満はない」から「親への不満がある」への移行は3.5%で、友人不在と同様に、親への不満がない場合は次年度（t+1時点）も9割以上は親への不満がない状態であった。反対に、「親への不満がある」から「親への不満はない」への移行は49.5%で、親への不満がある場合は、次年度（t+1時点）も親への不満が5割前後はある状態であった。

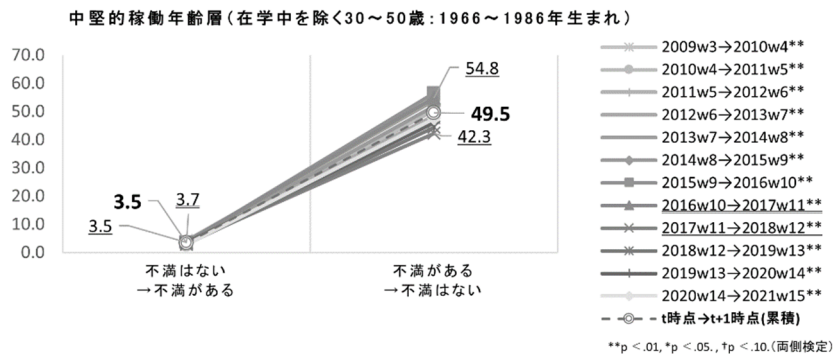


図22 (c) 成人期の親への不満の移行

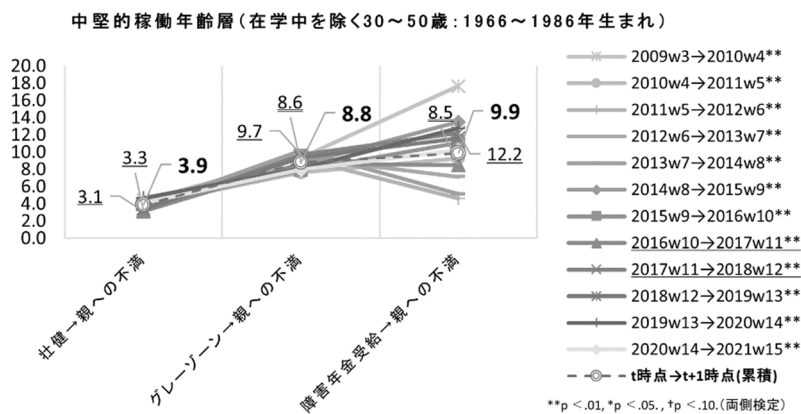


図23 (c) 心身の不調・障害年金（t時点）×成人期の親への不満（t+1時点）

次に、成人期の親への不満と心身の不調・障害年金との関係を確認する。まず、心身の不調・障害年金の状況をt時点、親への不満をt+1時点とした場合である（図23）。t時点からt+1時点の累積をみると、t時点で「壮健」であると「親への不満」に3.9%移行し、「グレーゾーン」であると「親への不満」に8.8%移行し、「障害年金受給」であると「親への不満」

に9.9%移行していた。ただし、「グレーゾーン」と「障害年金受給」の関係は、2016年（wave 10）から2017年（wave 11）への移行において、「グレーゾーン」が8.6%、「障害年金受給」が8.5%であるように、「グレーゾーン」のほうが「障害年金受給」よりも「親への不満」に移行しやすい傾向を示している時点もある。

図24の成人期の親への不満をt時点、心身の不調・障害年金の状況をt+1時点とした場合についてみる。「壮健」についてt時点からt+1時点の累積をみると、「親に不満はない」から「壮健」への移行は47.0%であるのに対して、「親に不満がある」から「壮健」への移行は26.7%で、「親に不満はない」ほうが「壮健」になりやすいと言える。一方で、「グレーゾーン」と「障害年金受給」は、「親に不満がある」ほど「グレーゾーン」や「障害年金受給」になりやすいと言える。「親に不満はない」から「グレーゾーン」への移行は51.4%であるのに対して、「親に不満がある」から「グレーゾーン」への移行は70.9%であった。そして、「親に不満はない」から「障害年金受給」への移行は1.6%であるのに対して、「親に不満がある」から「障害年金受給」への移行は2.4%であった。

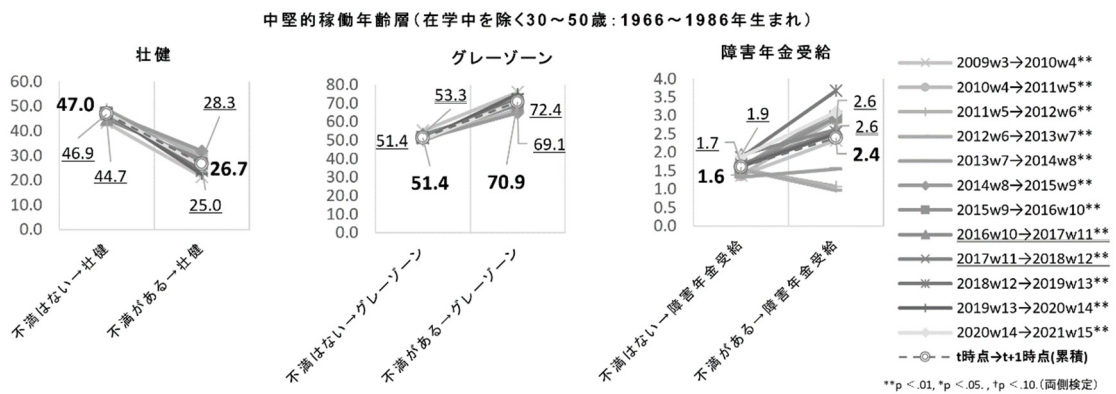


図24 (c) 成人期の親への不満 (t時点) ×心身の不調・障害年金 (t+1時点)

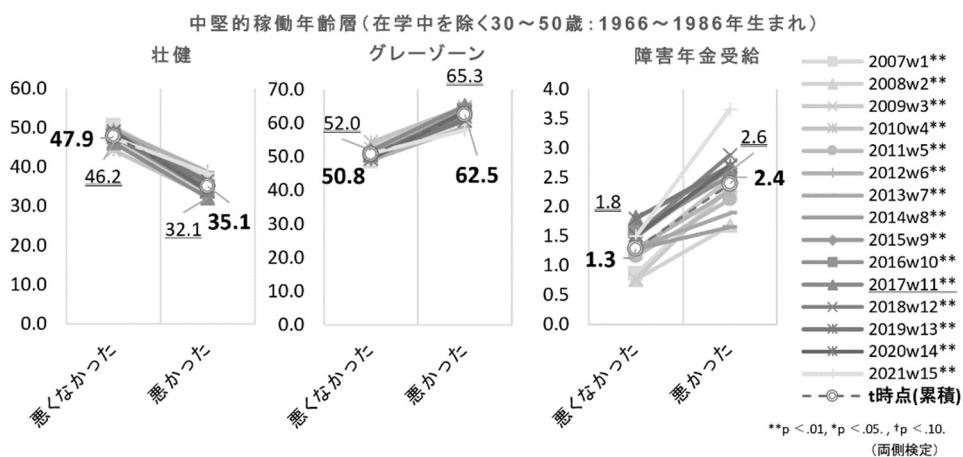


図25 (c) 15歳時の家庭の悪い雰囲気×心身の不調・障害年金

15歳時における家庭の悪い雰囲気を見ると、「グレーゾーン」と「障害年金受給」において、家庭の雰囲気が悪かった割合がどの年も高い傾向にあった（図25）。家族との関係も経済的側面の主観的貧困や物質的剥奪、社会的側面である友人不在と同様に、成人期の15年間に影響を与え続けている傾向が読み取れる。

4.2 社会参加

(a) 「生活と支え合いに関する調査」

表12 (a) 社会参加

		障害者手帳非所持		障害者手帳所持					n
		壮健	グレーゾーン	軽中度精神障害	軽度知的障害	軽中度身体障害	重度障害	等級不明・手帳複数	
稼働年齢層									
自治会や町内会**	参加中	70.87	27.36	0.30	0.11	0.51	0.57	0.27	3,670
	参加したいができない	69.26	27.85	0.36	0.18	0.36	0.72	1.26	553
	参加する予定はない	66.39	30.09	0.85	0.45	0.76	0.80	0.66	4,862
ボランティアやNPO	参加中	69.67	27.22	0.55	0.37	0.55	0.55	1.10	544
	参加したいができない	65.68	32.27	0.34	0.11	0.45	0.68	0.45	880
	参加する予定はない	68.58	28.56	0.63	0.33	0.67	0.74	0.49	7,595
宗教団体**	参加中	66.51	30.85	0.48	0.36	1.08	0.60	0.12	830
	参加したいができない	56.78	37.29	0.00	0.85	2.54	0.00	2.54	118
	参加する予定はない	68.71	28.52	0.64	0.30	0.57	0.73	0.53	8,054
PTAや保護者会**	参加中	72.66	26.64	0.10	0.00	0.35	0.10	0.15	1,975
	参加したいができない	66.97	31.20	0.31	0.31	0.31	0.00	0.92	327
	参加する予定はない	67.18	29.41	0.74	0.40	0.73	0.92	0.59	6,694
趣味の会やスポーツクラブ**	参加中	74.07	23.96	0.46	0.10	0.57	0.41	0.41	1,936
	参加したいができない	67.52	30.80	0.37	0.15	0.66	0.15	0.36	1,364
	参加する予定はない	66.68	29.90	0.73	0.42	0.69	0.96	0.62	5,748
職場内の会やグループ**	参加中	74.26	24.17	0.29	0.18	0.55	0.30	0.25	2,727
	参加したいができない	64.52	33.78	0.43	0.22	0.44	0.00	0.66	465
	参加する予定はない	65.90	30.64	0.75	0.38	0.70	0.98	0.64	5,815
同じ学校出身者の会やグループ**	参加中	74.41	24.20	0.23	0.14	0.60	0.28	0.14	2,145
	参加したいができない	69.69	29.19	0.22	0.11	0.33	0.22	0.22	894
	参加する予定はない	66.00	30.45	0.79	0.40	0.70	0.93	0.72	5,982
中堅的稼働年齢層									
自治会や町内会**	参加中	70.47	27.98	0.27	0.13	0.36	0.63	0.18	2,245
	参加したいができない	70.26	26.82	0.58	0.29	0.00	0.58	1.45	343
	参加する予定はない	67.67	28.74	0.99	0.36	0.64	0.89	0.71	2,815
ボランティアやNPO	参加中	72.01	24.91	0.34	0.34	0.34	0.68	1.36	293
	参加したいができない	66.34	31.91	0.39	0.20	0.20	0.39	0.59	511
	参加する予定はない	69.18	28.02	0.72	0.29	0.52	0.84	0.44	4,559
宗教団体**	参加中	66.84	30.62	0.51	0.51	0.77	0.77	0.00	392
	参加したいができない	57.75	35.22	0.00	1.41	1.41	0.00	4.23	71
	参加する予定はない	69.38	27.96	0.70	0.25	0.45	0.77	0.48	4,885
PTAや保護者会**	参加中	73.46	25.93	0.12	0.00	0.24	0.06	0.18	1,677
	参加したいができない	67.19	30.85	0.39	0.39	0.00	0.00	1.17	256
	参加する予定はない	67.13	29.15	0.96	0.41	0.61	1.16	0.58	3,441
趣味の会やスポーツクラブ**	参加中	75.11	23.19	0.45	0.00	0.36	0.63	0.27	1,113
	参加したいができない	68.61	29.88	0.35	0.23	0.24	0.12	0.59	857
	参加する予定はない	67.22	29.31	0.85	0.38	0.62	0.99	0.62	3,414
職場内の会やグループ**	参加中	74.78	23.74	0.24	0.12	0.43	0.43	0.24	1,626
	参加したいができない	66.03	32.37	0.32	0.32	0.00	0.00	0.96	312
	参加する予定はない	66.61	29.98	0.90	0.35	0.56	1.02	0.58	3,432
同じ学校出身者の会やグループ**	参加中	75.70	22.95	0.25	0.17	0.42	0.42	0.08	1,181
	参加したいができない	69.89	29.06	0.00	0.18	0.36	0.18	0.35	568
	参加する予定はない	66.78	29.80	0.92	0.33	0.53	0.96	0.69	3,618

(注)**p < .01, *p < .05, †p < .10.(両側検定)。

社会参加に関して、(a) 「生活と支え合いに関する調査」を確認する。社会参加に関して

は、表 12 の 7 項目が 3 件法で尋ねられている。3 つの選択肢のうち「参加したいができない」が、社会参加が欠如している状況とみなせる。稼働年齢層の結果をみると、「グレーゾーン」は参加したいができない状況である項目が多い傾向がある。それに対して、「軽度精神障害」や「軽度身体障害」は参加する予定がない傾向を示す項目が「宗教団体」や「PTA や保護者会」、「趣味の会やスポーツクラブ」、「職場内の会やグループ」、「同じ学校出身者の会やグループ」で多い。

「壮健」をみると、「宗教団体」を除いた「PTA や保護者会」や「趣味の会やスポーツクラブ」、「職場内の会やグループ」、「同じ学校出身者の会やグループ」に関しては「参加中」になっている。これらの社会参加の機会がないことは社会参加の機会が欠如されていると言えるだろう。しかし、軽中度障害者をみると、「参加する予定はない」を選択している割合が多く、自発的に参加を選んでいない状況である。なお、中堅的稼働年齢層においても稼働年齢層と類似した結果がみられた。

4.3 社会的サポート

(a) 「生活と支え合いに関する調査」

社会的サポートに関しては、(a)「生活と支え合いに関する調査」をみると、表 13 の 9 項目がある。具体的には、「子どもの世話や看病」や「子ども以外の介護や看病」、「重要な事柄の相談」、「愚痴を聞いてくれること」、「喜びや悲しみを分かち合うこと」、「いざという時のお金の援助」、「日頃のちょっとしたことの手助け」、「家を借りる時の保証人を頼むこと」、「成年後見人・保佐人を頼むこと」である。選択肢は 3 件法で、「頼れない」を選択した場合が社会的サポートの足りていない状況である。

クロス集計表をみると、稼働年齢層および中堅的稼働年齢層において、「壮健」はすべての項目で「頼れる」を選択している割合が多く、「グレーゾーン」はすべての項目で「頼れない」を選択している割合が多い。「グレーゾーン」は、意図せず社会参加の機会が欠如し、サポートも受けられていない可能性が高い。一方で、障害者手帳を所持する「軽中度精神障害」と「軽中度身体障害」は「グレーゾーン」と同様に頼りたくても頼れない状況にあるのに対して、「軽度知的障害」は頼る意思のない項目もみられた。たとえば、稼働年齢層および中堅的稼働年齢層において「軽度知的障害」は「子どもの世話や看病」や「子ども以外の介護や看病」といったケアに関する項目において、「そのことで頼らない」を選択している割合が高い。

表 13 (a) 社会的サポート

		障害者手帳非所持		障害者手帳所持					n	
		壮健	グレーゾーン	軽中度精神障害	軽度知的障害	軽中度身体障害	重度障害	等級不明・手帳複数		
稼働年齢層										
子どもの世話や看病**	頼れる	71.78	26.64	0.30	0.12	0.50	0.32	0.34	5,890	
	頼れない	58.28	35.99	1.59	0.45	1.08	1.46	1.14	1,570	
	そのことで頼らない	64.51	31.62	0.56	0.65	0.74	1.29	0.64	1,082	
子ども以外の介護や看病**	頼れる	71.18	26.65	0.43	0.17	0.66	0.60	0.32	5,871	
	頼れない	62.08	33.90	1.05	0.38	0.86	0.71	1.01	2,094	
	そのことで頼らない	64.07	32.90	0.53	0.66	0.26	0.79	0.78	757	
重要な事柄の相談**	頼れる	70.41	27.00	0.56	0.26	0.67	0.63	0.47	8,012	
	頼れない	42.63	51.34	1.43	0.53	0.89	1.42	1.78	563	
	そのことで頼らない	61.52	36.86	0.54	0.00	0.27	0.54	0.27	369	
愚痴を聞いてくれること**	頼れる	69.88	27.64	0.57	0.25	0.62	0.60	0.43	8,098	
	頼れない	43.65	48.55	1.33	0.67	1.56	2.23	2.01	449	
	そのことで頼らない	65.88	31.29	0.71	0.47	0.71	0.47	0.47	425	
喜びや悲しみを分かち合うこと**	頼れる	70.00	27.57	0.54	0.24	0.60	0.62	0.43	8,279	
	頼れない	40.90	51.13	1.75	0.75	1.75	1.75	2.00	401	
	そのことで頼らない	58.74	36.81	0.74	0.74	1.12	0.74	1.11	269	
いざという時のお金の援助**	頼れる	70.93	26.40	0.58	0.30	0.56	0.70	0.53	6,045	
	頼れない	52.41	44.05	1.04	0.16	0.96	0.56	0.80	1,244	
	そのことで頼らない	70.67	26.91	0.36	0.30	0.71	0.71	0.36	1,684	
日頃のちょっとしたことの手助け**	頼れる	70.09	27.34	0.53	0.26	0.60	0.66	0.53	7,672	
	頼れない	46.91	47.55	1.27	0.48	1.59	1.11	1.12	631	
	そのことで頼らない	67.99	29.55	0.76	0.31	0.46	0.61	0.30	653	
家を借りる時の保証人を頼むこと**	頼れる	70.99	26.81	0.54	0.13	0.63	0.50	0.39	6,143	
	頼れない	48.23	45.95	0.93	0.83	1.14	1.04	1.87	962	
	そのことで頼らない	70.01	27.20	0.62	0.50	0.50	0.79	0.39	1,784	
成年後見人・保佐人を頼むこと**	頼れる	71.85	25.72	0.48	0.34	0.46	0.73	0.41	4,128	
	頼れない	57.72	38.49	0.83	0.39	1.04	0.69	0.83	2,034	
	そのことで頼らない	70.58	26.69	0.55	0.16	0.79	0.63	0.60	2,532	
中堅的稼働年齢層										
子どもの世話や看病**	頼れる	72.74	26.01	0.35	0.08	0.25	0.30	0.28	3,680	
	頼れない	57.16	36.31	1.84	0.34	1.03	1.83	1.48	873	
	そのことで頼らない	63.79	31.63	0.68	0.51	0.85	1.86	0.68	591	
子ども以外の介護や看病**	頼れる	72.53	25.50	0.54	0.14	0.42	0.61	0.26	3,506	
	頼れない	61.81	34.01	1.16	0.23	0.69	0.77	1.32	1,291	
	そのことで頼らない	63.74	33.42	0.24	0.47	0.48	1.18	0.48	422	
重要な事柄の相談**	頼れる	71.19	26.31	0.63	0.19	0.48	0.67	0.52	4,780	
	頼れない	41.95	50.45	1.82	0.91	1.21	2.12	1.52	329	
	そのことで頼らない	60.63	38.92	0.00	0.00	0.00	0.45	0.00	221	
愚痴を聞いてくれること**	頼れる	70.70	26.91	0.69	0.19	0.41	0.65	0.46	4,819	
	頼れない	42.65	48.89	0.74	0.74	2.21	2.57	2.22	272	
	そのことで頼らない	66.80	31.16	0.40	0.40	0.40	0.81	0.00	247	
喜びや悲しみを分かち合うこと**	頼れる	70.63	27.08	0.61	0.18	0.40	0.65	0.44	4,933	
	頼れない	41.45	47.86	1.71	1.28	2.56	2.56	2.55	234	
	そのことで頼らない	61.59	35.10	0.66	0.66	0.66	1.32	0.00	151	
いざという時のお金の援助**	頼れる	71.78	25.87	0.59	0.22	0.31	0.72	0.51	3,579	
	頼れない	54.29	41.56	1.17	0.13	1.17	0.65	1.04	770	
	そのことで頼らない	70.52	26.86	0.50	0.30	0.61	0.91	0.30	987	
日頃のちょっとしたことの手助け**	頼れる	70.73	26.78	0.64	0.22	0.42	0.70	0.51	4,557	
	頼れない	48.44	45.31	1.30	0.52	1.56	1.30	1.56	384	
	そのことで頼らない	68.39	29.52	0.26	0.26	0.26	1.04	0.26	386	
家を借りる時の保証人を頼むこと**	頼れる	72.11	25.68	0.73	0.11	0.46	0.54	0.37	3,726	
	頼れない	47.52	46.63	0.71	0.71	1.06	1.24	2.12	564	
	そのことで頼らない	70.01	27.51	0.40	0.50	0.30	1.00	0.30	1,007	
成年後見人・保佐人を頼むこと**	頼れる	72.85	25.07	0.53	0.25	0.24	0.78	0.29	2,438	
	頼れない	60.09	36.12	0.93	0.39	0.77	0.78	0.94	1,288	
	そのことで頼らない	69.99	27.06	0.55	0.14	0.76	0.83	0.69	1,453	

(注)**p < .01, *p < .05, †p < .10.(両側検定)。

5 政治的側面

(c) 「働き方とライフスタイルの変化に関する全国調査 (JLPS)」

政治的側面は、政治上の出来事に対する関心についての変数を用いる¹²⁾。毎年、4件法で「つねに関心を払っている」や「ときどき関心を払っている」、「たまに関心を払っている」、「ほとんど関心を払っていない」の項目が尋ねられており、「ほとんど関心を払っていない」を1とした政治無関心ダミーを作成した。

まず、成人期の政治無関心の移行表を確認すると、「政治に関心がある」から「政治無関心」への累積値は6.2%で、経済的側面や社会的側面と同様に、政治に関心がある場合は次の年も関心が継続する傾向があった(図26)。さらに、「政治無関心」から「政治に関心がある」への累積値は38.8%で、政治に関心がない場合は、次の年も関心がない状態が続いている。また、2017年(wave 11)から2018年(wave 12)への移行は33.9%で、政治無関心の人は年々無関心になっていることが考えられる。

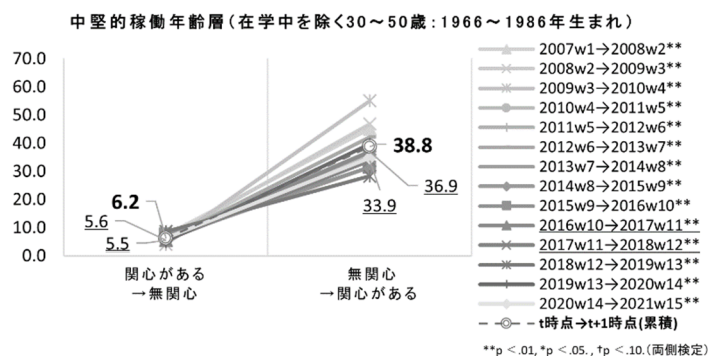


図26 (c) 成人期の政治無関心の移行

次に、成人期の政治無関心と心身の不調・障害年金の状況についてクロス集計を確認する。図27の通り、心身の不調・障害年金の状況をt時点、成人期の政治無関心をt+1時点とし

12) (c) JLPSでは選挙がある年にも投票行動が調査項目に入るため、項目があった年のクロス集計を確認した。その結果、政治に無関心な人ほど選挙の投票に行かない傾向があった。つまり、選挙行動は政治無関心の変数で代替可能といえる。また、先行研究では政治団体や会への参加に関する変数が社会的排除に関する計量的研究で用いられることがあるため、(c) JLPSの項目を用いてその点も確認した。政治団体や会への参加に関する項目は、2008年(wave 2)から各年で尋ねられている。度数分布表を確認すると、政治団体等への参加の該当者はどの年も1%前後であった。すなわち、日本において、政治団体や会へ不参加であっても政治的側面の欠如とはみなされにくい。政治無関心の人が政治関係の団体や会へ参加しているかを確認すると、2014年(wave 8)と2018年(wave 12)以外では、政治無関心な人ほど政治関係の団体や会へ参加していない傾向が読み取れた。政治無関心な人ほど政治関係の団体や会へ参加していないことは容易に想定できるが、その傾向は毎時点で確認できたわけではない。つまり、政治への関心と政治関係の団体や会への参加は必ずしも結びつきがあるとはいえない。さらに、政治関係の団体や会へ参加している人ほど選挙の投票へ行くのかを確認した結果、調査項目の設計上分析可能な3時点のうち、2015年(wave 9)では政治関係の団体や会への参加している人ほど選挙の投票へ行く傾向があった。一方で、3時点のうち2時点の2011年(wave 5)と2013年(wave 7)では、差異はみられなかった。つまり、政治無関心と選挙行動はどの年においても関連していたが、政治関係の団体や会へ参加と選挙行動において同様な関連はみられなかった。

た場合、時点によって差がある年とない年があった。統計的に有意であった2017年（wave 11）から2018年（wave 12）への移行割合をみると、t時点で「壮健」であると「政治無関心」に13.4%移行し、「グリーゼーン」であると「政治無関心」に15.1%移行し、「障害年金受給」であると「政治無関心」に30.0%移行していた。経済的側面や社会的側面と比較すると、図の傾斜は緩やかであることが読み取れる。

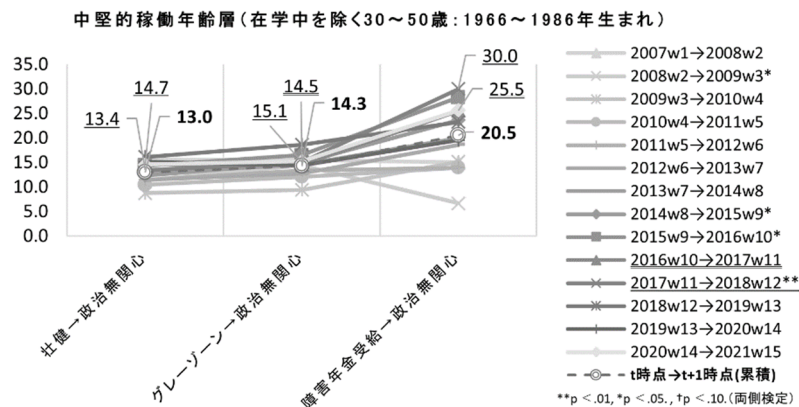


図 27 (c) 心身の不調・障害年金 (t 時点) × 成人期の政治無関心 (t+1 時点)

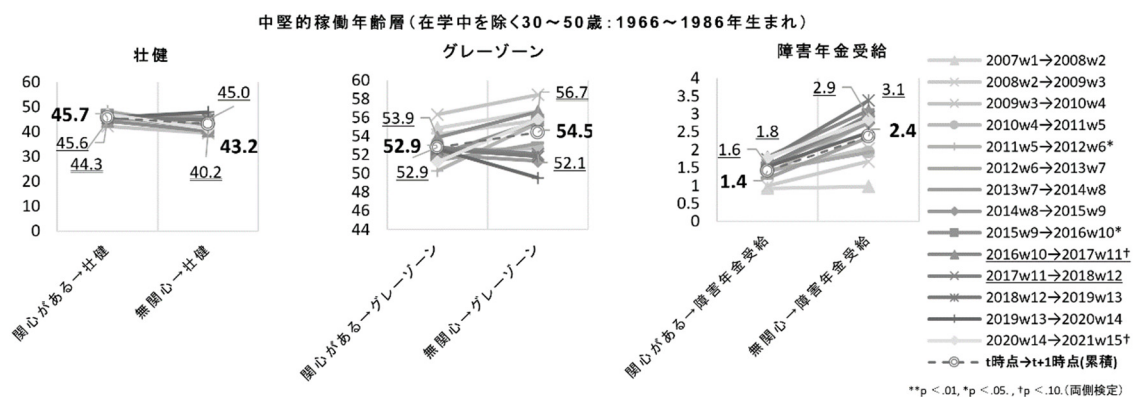


図 28 (c) 成人期の政治無関心 (t 時点) × 心身の不調・障害年金 (t+1 時点)

続いて図 28 の成人期の政治無関心を t 時点、心身の不調・障害年金の状況を t+1 時点とした場合についてみると、先ほどと同様に、時点によって差がある年とない年があった。2016年（wave 10）から2017年（wave 11）への移行割合をみると、「政治に関心がある」から「壮健」への移行は44.3%であるのに対して、「政治無関心」から「壮健」への移行は40.2%で、「政治に関心がある」ほうが「壮健」になりやすいと言える。一方で、「政治に関心がある」から「グリーゼーン」への移行は53.9%であるのに対して、「政治無関心」から「グリーゼーン」への移行は56.7%であった。そして、「政治に関心がある」から「障害年金受給」への移行は1.8%であるのに対して、「政治無関心」から「障害年金受給」への移行は3.1%で

あった。しかし、時点によって「障害年金受給」への移行割合は、「グレイゾーン」の移行割合を下回る。

6 文化的側面

(c) 「働き方とライフスタイルの変化に関する全国調査 (JLPS)」

文化的側面は、10件法で毎年尋ねられている階層帰属意識を使用し、下位層にあたる8～10を選択した場合を1とし、それ以外を0とした低階層ダミー変数を作成した。

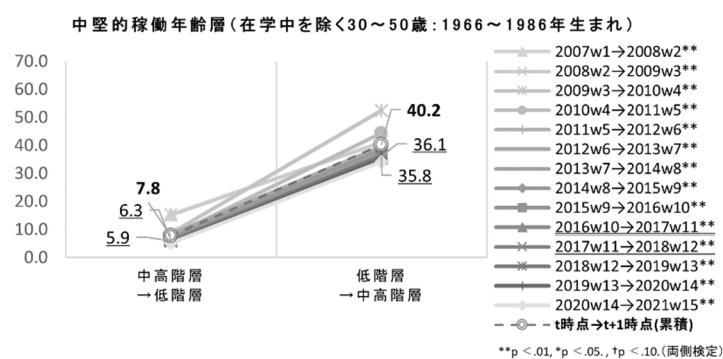


図 29 (c) 成人期の低い階層帰属意識の移行

まず、成人期の階層帰属意識の移行表を確認する (図 29)。文化的側面に関しても、経済的側面・社会的側面・政治的側面と同様に、階層が低い人は次年度も低いままで、高い人は次年度も高いままであった。一方で、その傾向は、他の側面でもみられていたように年々高まっている。「低階層」から「中高階層」における 2016 年 (wave 10) から 2017 年 (wave 11) への移行割合は 36.1%で、2017 年 (wave 11) から 2018 年 (wave 12) への移行割合は 35.8%であり、t 時点の累積値である 40.2%を下回っている。

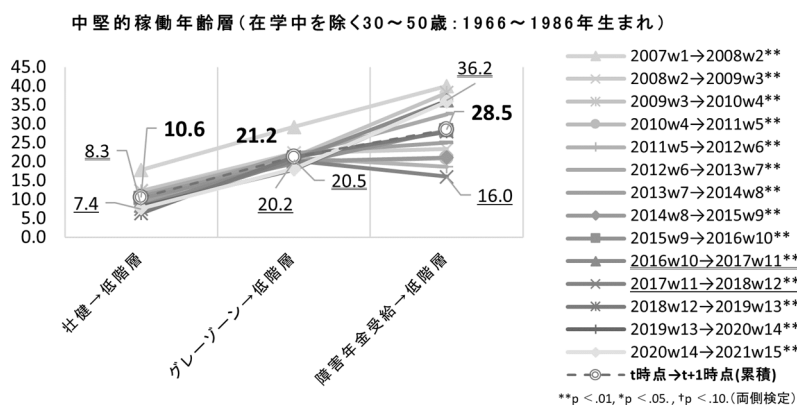


図 30 (c) 心身の不調・障害年金 (t 時点) × 成人期の低い階層帰属意識 (t+1 時点)

次に、心身の不調・障害年金の状況を t 時点、成人期の階層帰属意識を t+1 時点とした

場合と、成人期の階層帰属意識を t 時点、心身の不調・障害年金の状況を t+1 時点とした場合の双方の移行を検証する (図 30, 図 31)。心身の不調・障害年金の状況を t 時点、低階層を t+1 時点とした場合をみると、t 時点から t+1 時点の累積をみると、t 時点に「壮健」であると「低階層」に 10.6% 移行し、「グレーゾーン」であると「低階層」に 21.2% 移行し、「障害年金受給」であると「低階層」に 28.5% 移行していた。累積値をみると「障害年金受給」が最も「低階層」に移行しやすいが、2017 年 (wave 11) から 2018 年 (wave 12) への移行割合は 16.0% で、「グレーゾーン」の 20.2% を下回る。

図 31 の成人期の階層帰属意識を t 時点、心身の不調・障害年金の状況を t+1 時点とした場合について確認する。「壮健」について t 時点から t+1 時点の累積値をみると、「中高階層」から「壮健」への移行は 48.6% であるのに対して、「低階層」から「壮健」への移行は 29.1% で、「中高階層」であるほうが「壮健」になりやすいと言える。一方で、「中高階層」から「グレーゾーン」への移行は 50.1% であるのに対して、「低階層」から「グレーゾーン」への移行は 68.1% であった。そして、「中高階層」から「障害年金受給」への移行は 1.3% であるのに対して、「低階層」から「障害年金受給」への移行は 2.8% であった。

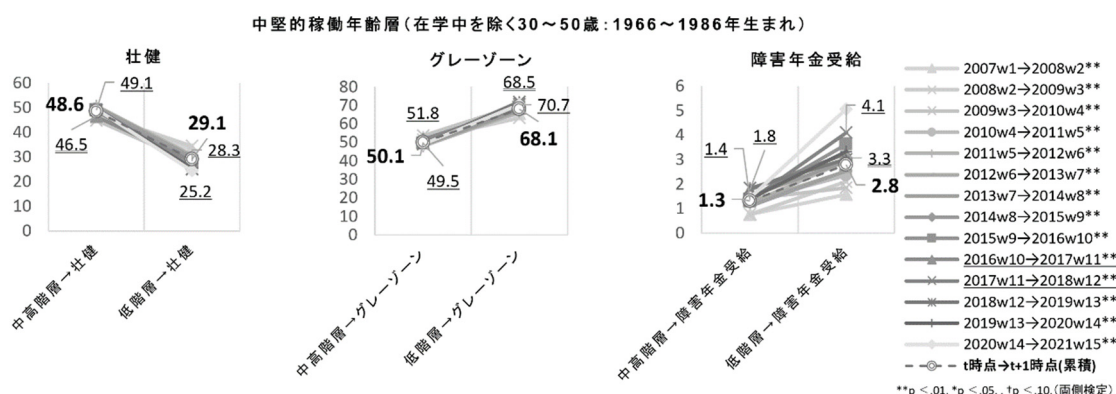


図 31 (c) 成人期の低い階層帰属意識 (t 時点) × 心身の不調・障害年金 (t+1 時点)

7 結論

本研究では、物質的剥奪を含む 4 つの社会的排除の側面について、「心身に不調がある障害者福祉制度非利用者」と、その者たちに隣接するカテゴリーとを比較した。特に、稼働年齢層および中堅的稼働年齢層に着目した。分析の結果を考察すると、次の 4 点が指摘できる。

第 1 に、障害者福祉制度の非利用者のなかで、4 つの社会的排除における側面のリスクの程度が大きく異なっていた。心身に不調がない者と心身に不調がある者で異なる複数側面のリスクを比較した結果、(a) 「生活と支え合いに関する調査」と (c) JLPS の双方で心身に不調がない者は異なる複数側面のどの側面に関してもリスクが全くなかった。対照的に、心身に不調がある者は、心身に不調がない者と比較した際にすべて異なる複数側面におい

てリスクが大きかった。つまり、心身に不調がある障害者福祉制度の非利用者は、異なる複数側面のリスクを抱えている可能性がある。特に、(c) JLPS では、成人期のみならず、幼少期の経済的側面や社会的側面に関しても、心身に不調がある者のリスクが高い年が全体的に多かった。しかし、泉田・黒田（2019）や榊原（2020, 2022）などの先行研究は、障害者福祉制度利用者のほうが障害者福祉制度非利用者よりもリスクが高いとしていた。すなわち、本研究の結果と先行研究の結果は異なる。この結果の違いは、心身に不調があるか否かを区別したかである。先行研究では、障害者福祉制度を利用していない者のなかで、心身に不調がある者とない者に区別していなかった。本研究の結果を踏まえると、障害者福祉制度非利用者のなかで、心身に不調がある者のリスクが心身に不調がない者の影で見過ごされてきた可能性が高い。

第2に、経済的側面である就業状況をみると、3つの調査データのリスク要因との関係が明らかとなった。心身に不調がある障害者手帳非所持者を指す(a)「生活と支え合いに関する調査」の「グレーゾーン」は、学校卒業後および現在の働き方に関して、心身に不調がない障害者手帳非所持者よりも役員や一般常雇者（正規）に就いている可能性が低かった。「グレーゾーン」の一般常雇者（正規）に就いている可能性は、障害者手帳を所持する軽中度身体障害者と同じくらいであった。一方で、(b)「生活のしづらさなどに関する調査」をみると、正規雇用には、難病患者と中度身体障害者の割合が多かった。心身に不調がある障害者手帳非所持者である「グレーゾーン」は、重度精神障害者と同様に、給与や工賃、報酬などを受け取る働き方である有職（有償）に就いていない可能性が高かった。つまり、(a)「生活と支え合いに関する調査」で「グレーゾーン」が軽中度身体障害と同じくらい正規雇用に着いていた可能性が高かった点は、(b)「生活のしづらさなどに関する調査」でいうところ心身に不調がある難病患者の傾向が反映された可能性が高い。この点は、(a)「生活と支え合いに関する調査」では難病患者を区別するカテゴリーが含まれていないことから指摘できる。(c) JLPS をみると、心身に不調がなく、障害年金も受給していない場合は、次の年に無期契約の正規雇用や、経営者、自営業等になりやすかった。この傾向とは対照的に、障害年金受給者は、次の年に有期契約の正規雇用や、非正規雇用、無職（通学・家事）、無業（通学・家事以外の無職）になりやすかった。つまり、(c) JLPS における心身に不調がある障害年金未受給者を指す「グレーゾーン」よりも、障害年金受給者のほうが無期契約の正規雇用以外の正規雇用や非正規雇用にはなりやすいと言える。

また、(c) JLPS の「グレーゾーン」は、(a)「生活と支え合いに関する調査」と同様に、心身に不調がない障害者手帳非所持者よりも、無期契約の正規雇用や非正規雇用、経営者、自営業等にはなりにくく、有期契約の正規雇用や非正規雇用、無業（通学・家事以外の無職）にはなりやすかった。ただし、上述した通り、(a)「生活と支え合いに関する調査」と同様に、正規雇用には、心身に不調がある難病患者の傾向が心身に不調がある障害年金未受給者である「グレーゾーン」の状況に影響しているかもしれない。さらに、(c) JLPS の状況に

は、百瀬（2022）で示されている通り、障害年金受給者には軽度精神障害者や軽中度身体障害者の傾向が反映されている可能性が否めない。そのため、「グレーゾーン」の正規雇用や非正規雇用の状況は、軽中度身体障害者の就業状況が良いという状況が影響を与えている可能性がある。なぜなら、軽中度身体障害者が障害者雇用率制度の恩恵を受けている可能性が高いことが示唆されたからである。(a)「生活と支え合いに関する調査」において、学校卒業後の初職で軽度知的障害者は30人未満の企業に、軽中度身体障害者は300～999人の企業に勤めていることがわかり、(b)「生活のしづらさなどに関する調査」で軽度知的障害者と身体障害者で障害者求人正規雇用や非正規雇用の割合が多いことが判明していた。

就業状況以外に、経済的側面である金銭的状况や、社会的側面、政治的側面、文化的側面をみると、心身に不調がある障害者手帳非所持者を指す(a)「生活と支え合いに関する調査」の「グレーゾーン」では、障害者手帳を所持する軽中度障害者と同様に、経済的側面である相対的貧困、社会的側面である社会的交流のリスクが高かった。さらに、経済的側面である物質的剥奪・主観的貧困、そして社会的側面である社会参加・社会的サポートに関しては、「グレーゾーン」は軽中度障害者よりもそれぞれのリスクが高かった。一方で、心身に不調がある障害年金未受給者を指す(c) JLPS の「グレーゾーン」では、障害年金受給者のほうが次の年に経済的側面である相対的貧困・物質的剥奪・主観的貧困、社会的側面である友人不在・親への不満、政治的側面である政治無関心、文化的側面である低階層になりやすかった。(c) JLPS の「グレーゾーン」には、就業状況と同様に、軽度精神障害者や軽中度身体障害者の傾向が反映されている可能性があることも考えられるが、心身に不調がある障害者福祉制度非利用者と障害者福祉制度利用者の関係は、同じくらい異なる複数側面のリスクを抱えている状態なのか、どちらか一方のリスク要因が高いのか、さらなる分析が必要である。

第3に、何かしらのリスク要因を抱えていたり、何かしらの環境が悪かったりすることが疾患や障害を抱えている状況につながっていることが明らかとなり、二次障害の存在が示唆された。(c) JLPS において、無業（通学・家事以外の無職）であるほど、次の年に「グレーゾーン」や障害年金受給者になりやすい点を踏まえると、労働市場からの排除が、疾患や障害を抱えている状況に結びついている可能性があった。この傾向は、就業状況のみならず、同じく経済的側面の金銭的状况や、社会的側面、政治的側面、文化的側面においてもみられた。2007～2021年（wave 1～15）の調査年から次の調査年への移行をみると、経済的側面である相対的貧困・物質的剥奪・主観的貧困、社会的側面である友人不在・親への不満、政治的側面である政治無関心、文化的側面である低階層であるほうが、次の年に「グレーゾーン」や「障害年金受給者」になりやすいことも明らかとなった。また、幼少期に関しても、経済的側面である15歳時の主観的貧困・15歳時の物質的剥奪、社会的側面である学校でのいじめ被害・15歳時の家庭の悪い雰囲気に関連するほど、2007～2021年（wave 1～15）のどの年に関しても「グレーゾーン」や「障害年金受給者」になりやすかった。つまり、何かしら

のリスク要因を抱えていたり、何かしらの環境が悪かったりすることが健康を阻害していることが考えられる。

第4に、4つの社会的排除の側面では共通して、一度リスクがある状態になると抜け出すのが難しい可能性が高いことが明らかになった。(c) JLPS において、それぞれの側面のリスク要因に関して、各調査年から次の年へどれくらいリスク要因が変動しているのかを確認した結果、リスク要因がある状態からない状態への変動は3割以下で、リスク要因がない場合は次の年もリスク要因がないままである割合が7~9割と多かった。つまり、相対的貧困であれば相対的貧困が次の年も続き、友人がいなければ次の年も友人がいらない状態が続く。

付記

本研究は、日本学術振興会(JSPS) 科学研究費補助金・特別推進研究(25000001, 18H05204)、基盤研究(S) (18103003, 22223005)、特別研究員奨励費(22J10114) の助成、および JST 次世代研究者挑戦的研究プログラム JPMJSP2108 の支援を受けたものである。東京大学社会科学研究所(東大社研) パネル調査の実施にあたっては、社会科学研究所研究資金、株式会社アウトソーシングからの奨学寄付金を受けた。パネル調査データの使用にあたっては東大社研パネル調査運営委員会の許可を受けた。

厚生労働省「平成28年 生活のしづらさなどに関する調査(全国在宅障害児・者等実態調査)」のデータの使用にあたり、統計法33条の規定に基づき厚生労働省社会・援護局の承認を受けた。

本研究の分析で使用した、国立社会保障・人口問題研究所「生活と支え合いに関する調査, 2017」は、百瀬(2021)の付録を用いて再分析した結果である。

なお、これらの公的統計データの結果は、厚生労働省などの統計調査の調査票情報を独自集計し、公表数とは一致しない場合がある。

引用文献

European Union, 2000, *European Social Statistics: Income, Poverty and Social Exclusion (2000 Edition)*, European Communities.

Gallie, Duncan, Serge Paugam and Sheila Jacobs, 2003, “Unemployment, Poverty and Social Isolation: Is There a Vicious Circle of Social Exclusion?,” *European Societies*, 5(1): 1-32.

樋口明彦, 2004, 「現代社会における社会的排除のメカニズム——積極的労働市場政策の内面的ジレンマをめぐって」『社会学評論』55(1): 2-18.

石田光規, 2011, 『孤立の社会学—無縁社会の処方箋』勁草書房.

泉田信行・黒田有志弥, 2019, 「障害者手帳保有者の世帯の生活状況について」『社会保障研究』4(3): 311-322.

- Mikulionienė, Sarmitė, Inga Gaižauskaitė and Vaidas Morkevičius, 2021, "Patterns of Social Embeddedness in Later Adulthood: Gender and Other Covariates," *Gender a výzkum /Gender and Research*, 22(1): 36–58.
- 百瀬由璃絵, 2021a, 「過去の経験が高齢期の社会的排除に与える影響——人生序盤の困難が生み出す長期的なリスクに着目して」『社会学研究』 106: 103-128.
- 百瀬由璃絵, 2021b, 「健康状態と障害者手帳の所持状況によるグレーゾーンの比較——生活と支え合いに関する調査 2017年データの記述」『国立社会保障・人口問題研究所 Working Paper series(J)』 (39), 1-37.
- 百瀬由璃絵, 2022, 「労働・福祉・医療に結びつかない曖昧な層の計量的可視化——日本社会の 10 人に 1 人」『SSJ Data Archive Research Paper Series』 83.
- 西村幸満・卯月由佳, 2007, 「就業者における社会的排除——就業の二極化への示唆」『季刊社会保障研究』 43(1): 41-53.
- 大津唯・渡辺久里子, 2019, 「剥奪指標による貧困の測定——『生活と支え合いに関する調査』(2017) を用いて」『社会保障研究』 4(3): 275-286.
- Pirani, Elena, 2013, "Evaluating Contemporary Social Exclusion in Europe: A Hierarchical Latent Class Approach," *Quality and Quantity: International Journal of Methodology*, 47(2): 923-941.
- Ridge, Tess, 2002, *Childhood Poverty and Social Exclusion: From a Child's Perspective*, Policy Press.
- 榊原賢二郎, 2020, 「障害者手帳保有者本人の社会生活——第 2 回『生活と支え合いに関する調査』 個票データを用いた個人単位の分析」『IPSS Working Paper series(J)』 (32): 1-14.
- 榊原賢二郎, 2022, 「障害者手帳保有者の社会生活はどれぐらい不利なのか——障害種別を考慮した多変量解析」田辺国昭・西村幸満監修・国立社会保障人口問題研究所編『生活不安の実態と社会保障——新しいセーフティネットの構築に向けて』 東京大学出版会 195-214.
- Sloam, James, 2007, "Rebooting Democracy: Youth Participation in Politics in the UK," *Parliamentary Affairs*, 60(4): 548-567.
- Standing, Guy, 2011, *The Precariat: The New Dangerous Class*, Bloomsbury Academic.
- Standing, Guy, 2021, *The Precariat: The New Dangerous Class Special Covid-19 Edition 4th ed.*, I. B. Tauris and Co. Ltd.
- Unt, Marge., Michael Gebel, Sonia Bertolini, Vassiliki Deliyanni-Kouimtzi and Dirk Hofäcker. eds., 2021, *Social Exclusion of Youth in Europe: The Multifaceted Consequences of Labour Market Insecurity*, Policy Press.
- Weil, Susan Warner, Danny Wildemeersch and Barry Percy-Smith, 2016, *Unemployed Youth and Social Exclusion in Europe: Learning for Inclusion?*, Routledge.